東海市災害廃棄物処理計画

東海市環境経済部清掃センター

平成２９年１０月

目　　次

第１章　総　則

第１　本計画策定の趣旨・・１

１　背景・・１

２　本計画の目的・・・３

３　本計画の位置付け・・３

第２　対象とする災害等・・・４

１　対象とする災害・・４

２　被害想定等・・４

３　対象とする災害廃棄物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８

４　地震・津波等廃棄物の発生量の推計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９

５　大規模災害時における目標スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９

６　新ごみ処理施設への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９

第２章　災害廃棄物処理の基本方針

第１　基本方針・・・１０

１　衛生状態の確保・・・１０

２　迅速な対応・処理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０

３　計画的な対応・処理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０

４　環境汚染対策・・１０

５　仮置場の安全確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０

６　環境負荷の低減・・・１０

７　清掃センターの職員の教育・訓練・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１

８　職員の安全・健康の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１

第２　組織体制、連絡及び協力体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２

１　災害廃棄物対策組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２

２　協力・支援体制・・・１６

３　住民等への広報・・・１９

第３章　災害廃棄物の処理

第１節　地震・津波等廃棄物処理の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１

第１　本市の地震・津波等廃棄物の処理フロー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２

第２　地震・津波等廃棄物の仮置場・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５

１　一次仮置場必要面積・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５

２　仮置場の候補地の選定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６

３　想定必要面積不足への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９

４　仮置場の配置等（機械選別及び焼却処理等含む）・・・・・・・・・・・・・・・・・・３０

５　地震・津波等廃棄物搬入ルート及び搬入方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１

６　仮置場の運用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１

７　仮置場の火災防止対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３３

８　仮置場の返還・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３４

第２節　生活ごみ・避難所ごみ処理の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３５

第１　ごみの発生量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３６

１　生活ごみ・避難所ごみの発生量推計方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３６

２　粗大ごみの発生量推計方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３７

３　ごみ収集車の想定必要台数の算出方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３８

第２　生活ごみ・避難所ごみの収集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３９

１　収集車両の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３９

２　生活ごみ・避難所ごみの収集・運搬体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３９

第３　生活ごみ・避難所ごみの処理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４０

１　清掃センターの処理能力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４０

２　生活ごみ・避難所ごみの処理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４１

第４　再利用・資源化対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４１

第３節　適正処理が困難な廃棄物処理の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４２

第１　処理困難物への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４３

１　有害物廃棄物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４３

２　家電リサイクル法対象品の資源化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４３

３　パソコンの資源化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４３

４　被災した自動車、船舶への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４４

第２　処理困難物の処理先等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４５

第４節　損壊家屋等の解体・撤去の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４７
第１　解体・撤去の手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４８
１　所有者の意思確認ができない建物の解体・撤去・・・・・・・・・・・・・・・・・４８
２　手続の簡素化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４８
３　解体・撤去の手順例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４８
第２　解体・撤去における注意点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４９
第５節　し尿処理の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５０
第１　し尿の発生量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５１
１　し尿発生量の推計方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５１
２　し尿収集車（バキューム車）の想定必要台数の算出方法・・・・・・・・・・５２
３　し尿発生量と想定必要台数等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５２
第２　し尿の収集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５２
１　収集車両の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５２
２　想定必要台数不足への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５３
３　し尿の収集・運搬体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５３
第３　し尿処理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５４
１　西知多医療厚生組合衛生センターの処理能力・・・・・・・・・・・・・・・・５４
２　西知多医療厚生組合衛生センター以外での処理・・・・・・・・・・・・・・・５４

第４章　災害廃棄物処理実行計画

１　実行計画の項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５５
２　実行計画に基づく進捗管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５６
３　地震・津波等廃棄物の発生量及び仮置場必要面積の推計・・・・・・・・・・５７
４　中間処理施設の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５８
５　地震・津波等廃棄物の発生量の推計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５９
６　仮置場の必要面積の推計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６２
【参考資料】仮置場の設置、運営等において配慮すべき事項について・・・・・・・・・６３
１　仮置場の設置・運営チェックリスト・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６３
２　仮置場の火災防止対策チェックリスト・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６５

第１章　総　則

第１　本計画策定の趣旨

１　背景

我が国は、その位置、地形、地質、気象などの自然的条件から、地震、台風、大雨、火山噴火などによる災害が発生しやすく、特に、世界全体に占める日本の地震の発生割合は、マグニチュード６以上の地震回数の２０．５％であり、災害に対する備えなくしては成り立たない国土である。

特に、南海トラフ地震については、マグニチュード８以上の地震が３０年以内に７０％程度の確率で発生すると予測され、巨大地震がいつ起きてもおかしくない状況である。

平成２６年３月２８日には、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づいて、本市を含む愛知県全域が「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されるなど、大規模地震や津波等による被害を軽減するための災害予防や、災害廃棄物等の適正かつ迅速な処理のための対策を講じる必要がある。

また、近年の気候変動に伴い強い台風や集中豪雨の発生により、河川氾濫や土砂災害等の危険性も高まっており、市民の健康への配慮や安全の確保、衛生や環境面での安心・安全のための迅速な対応が必要となっている。

このような状況のなか、国は、平成２６年３月に災害廃棄物対策指針（以下「国指針」という。）を策定、県は、平成２８年１０月に愛知県災害廃棄物処理計画（以下「県計画」という。）を修正しており、これらと整合を図りつつ、平成２１年に策定した東海市災害廃棄物処理計画を見直すものである。

＜図1:南海トラフ地震　全国震度分布＞

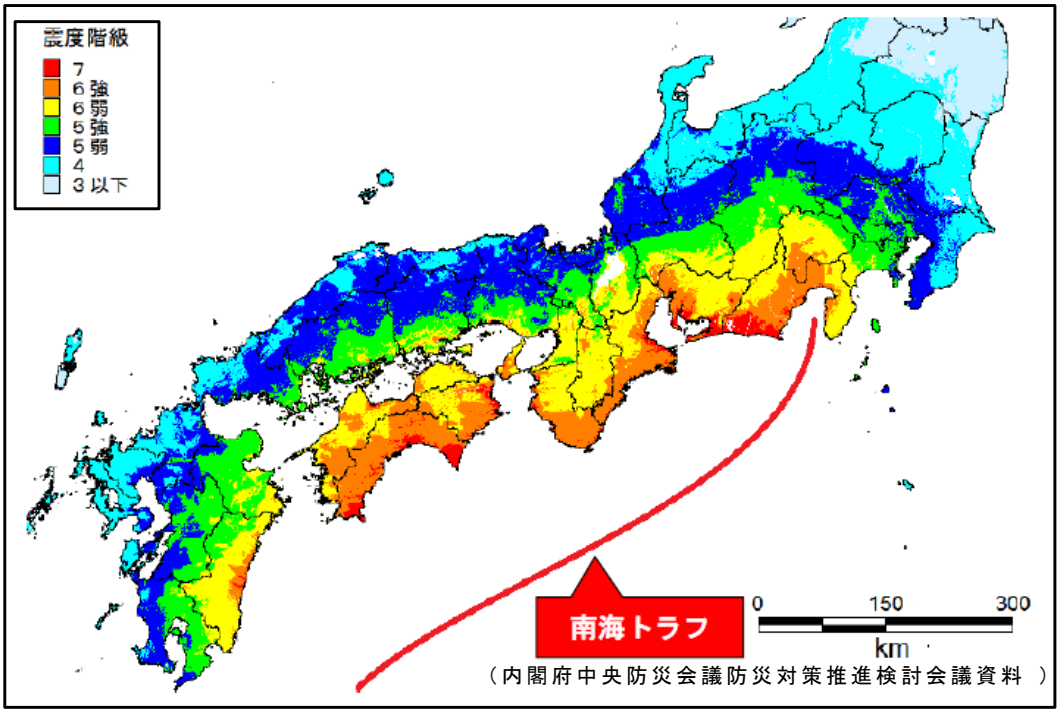

＜図2:南海トラフ地震防災対策推進地域※1＞

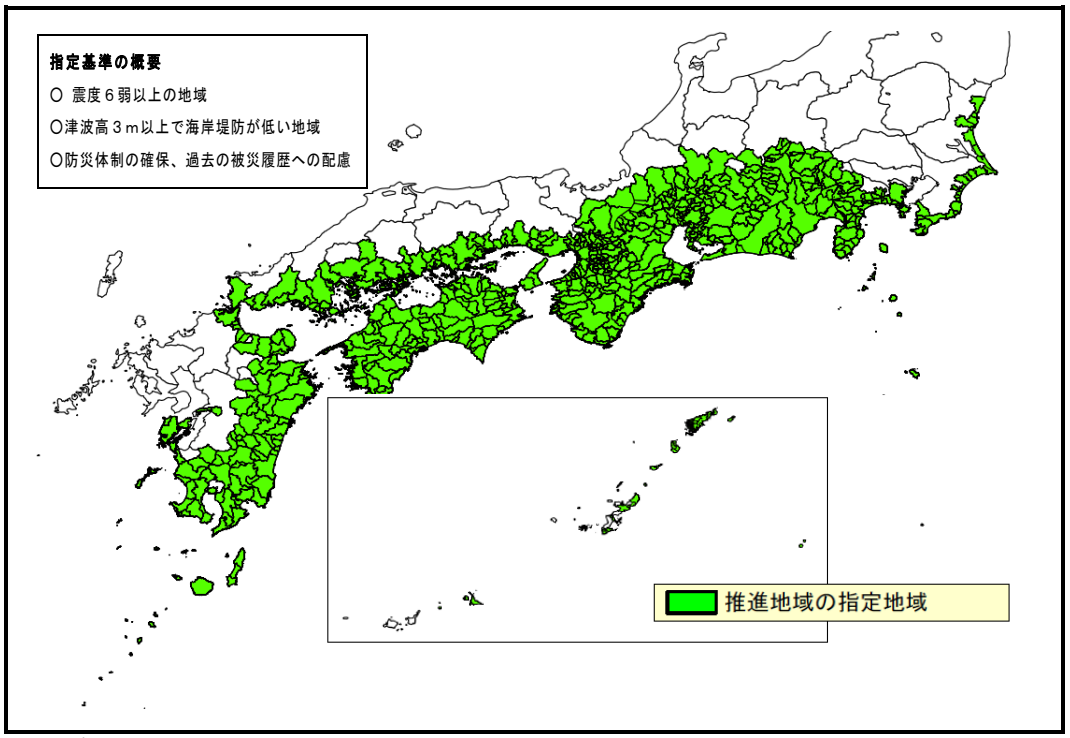

※1「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づき、国の中央防災会議（平成26年3月28日）により、「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」が決定され、愛知県下の全市町村は「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定された。

２　本計画の目的

今回策定する「東海市災害廃棄物処理計画」（以下「本計画」という。）は、南海トラフ地震等により発生が想定される災害廃棄物を適正に処理することで災害からの復旧・復興を後押しするとともに、市民が安心・安全に暮らすことができるまちづくりを実現することを目的とするものである。

なお、本計画は大量に発生することが想定される災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するための基本的な指針となるものであり、災害発生時には、速やかに東海市災害廃棄物処理実行計画（以下「実行計画」という。）を策定し、被害状況や災害廃棄物の発生状況に応じて柔軟に対応することとする。

３　本計画の位置付け

本計画は、「東海市地域防災計画」（以下「地域防災計画」という。）を災害廃棄物の処理において補完するものである。

＜図3:本計画の位置付け※1＞

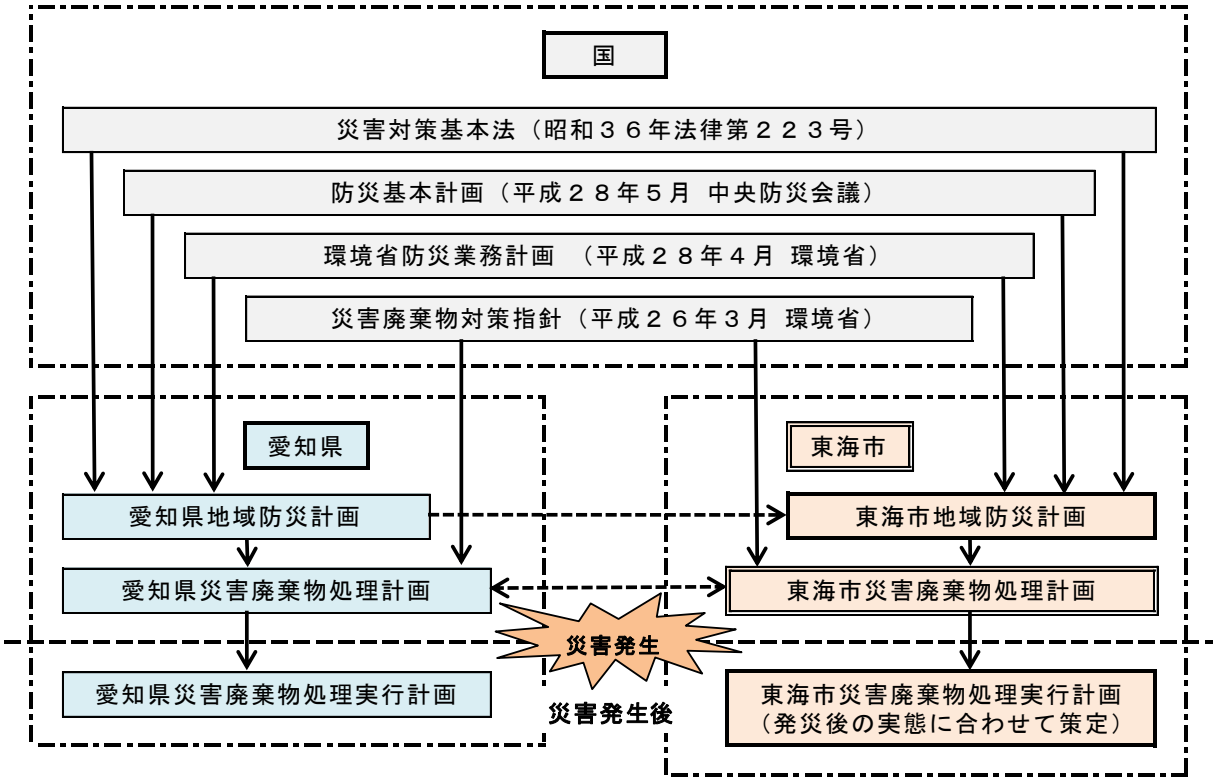

※1県計画を基に東海市作成

第２　対象とする災害等

１　対象とする災害

本計画で対象とする災害は、「東海市災害対策活動要綱」により東海市災害対策本部を設置する場合※1とし、地震災害及び風水害、その他自然災害を対象とする。

＜表1:本計画の対象とする災害※2＞

対象とする災害	概　　要
地震災害	地震の揺れに加え、これにより発生する津波、火災、液状化、急傾斜地崩壊等も対象とする。
風水害、その他自然災害	台風、高潮、集中豪雨、土砂災害等

２　被害想定等

本計画における被害想定は、平成２７年１２月に愛知県防災会議で示された南海トラフ地震の「過去地震最大モデル」※3に準拠する。

なお、現時点では県計画との整合性を図るため「過去地震最大モデル」に準拠するが、「理論上最大モデル」に基づく知見が十分なものとなった段階で「理論上最大モデル」への準拠への変更を検討する。

＜表2:震度・津波高等※4＞

	最大震度	最大津波高（m）	最短津波到達時間 津波高30cmの到達時間（分）	浸水面積 浸水深1cm以上（ha）
愛知県	7	１０．２	9	２６，４５２
東海市	6強	３．２	９９	２０９

注)最短津波到達時間（津波高30cmの到達時間）は、堤防等の被災による浸水到達時間ではなく津波によるものである。

※1東海市災害対策活動要綱に基づき、第3非常配備、第4非常配備若しくは第5非常配備が指令されたとき又は本部長が必要と認めるときに設置する。
※2出典：県計画
※3南海トラフで繰り返し発生している地震のうち、発生したことが明らかで規模の大きいものを重ね合わせたモデル。
（1707年「宝永地震」（M8.6）、1854年「安政東海」（M8.4）、1854年「安政南海」（M8.4）、1944年「昭和東南海」（M7.9）、1946年「昭和南海」（M8.0）の5地震）
※4出典：「平成23年度～25年度愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等 被害予測調査結果」（愛知県防災会議地震部会（平成26年5月（平成27年12月修正））（以下「県予測」という。）

(1)　建物被害想定

＜表3:本市の建物被害想定※1＞

構造別被害等		被　害　棟　数
全　壊	木　造	９９７　棟　（　３．２％　）
	非木造	３８５　棟　（　１．２％　）
半　壊	木　造	３，４４０　棟　（　１１．０％　）
	非木造	８３２　棟　（　２．７％　）
焼　失	木　造	９４４　棟　（　３．０％　）
	非木造	３６４　棟　（　１．２％　）
小　計		６，９６２　棟　（　２２．３％　）
無　被　害　棟		２４，２０２　棟　（　７７．７％　）
合計（全建物棟数）		３１，１６４　棟　（　１００．０％　）
床上浸水棟数		２７１棟
床下浸水棟数		１４８棟

＜図4:震度分布※2＞

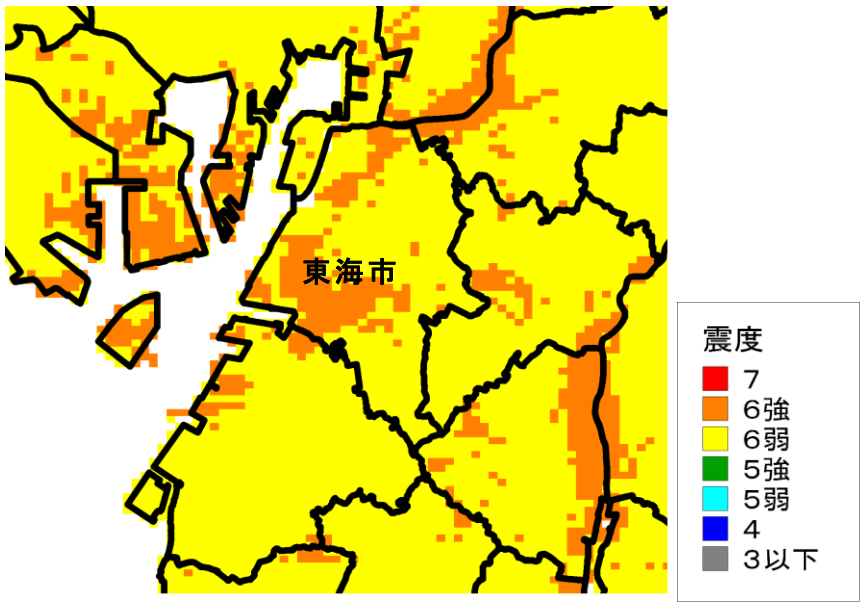

・本市を含め広い範囲に渡り震度6強以上の強い揺れが想定される※3

※1出典:平成28年度市町村等災害廃棄物処理計画研修会資料(愛知県環境部)(以下「県研修資料」という。)を基に東海市作成
※2県計画を基に東海市作成
※3東海市地域防災計画・東海市水防計画(平成28年度修正)・地震災害対策計画

＜図5:浸水想定域※1＞

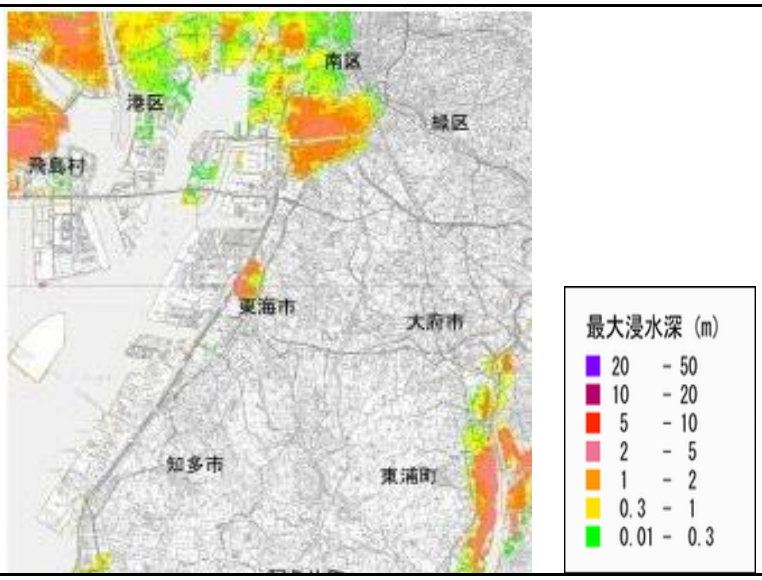

・堤防等の被災を考慮した結果、ゼロメートル地帯において広い範囲が浸水する結果となっている※3

＜図6:液状化危険度分布※2＞

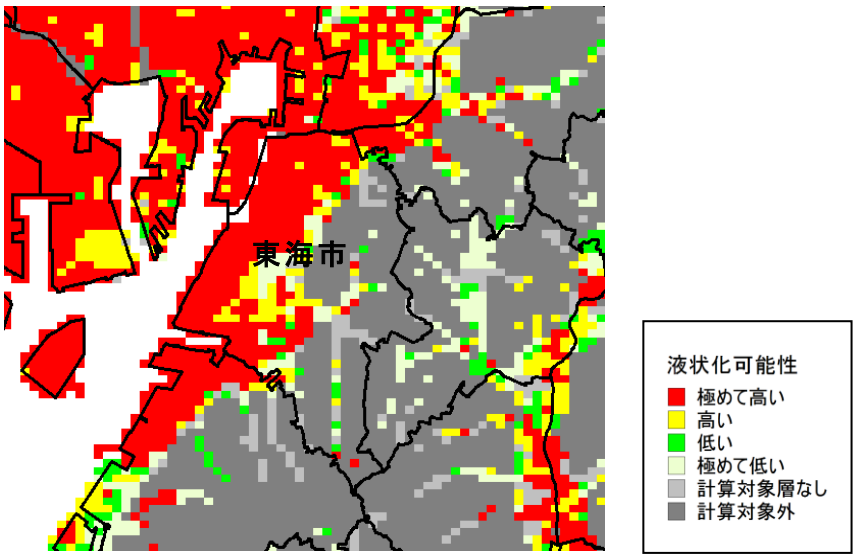

・臨海部及びかつて海岸だった地域を中心に、液状化の可能性が極めて高いと想定されている

※1県計画を基に東海市作成
※2県予測を基に東海市作成
※3東海市地域防災計画・東海市水防計画（平成28年度修正）・地震災害対策計画

⑵人的被害想定

＜表4:人的被害※1＞

項　目	愛知県	東海市
建物倒壊等による死者	約２，４００人	約７０人
浸水・津波による死者	約３，９００人	約４０人
急傾斜地崩壊等による死者	約５０人	被害わずか
地震火災による死者	約９０人	約１０人
合　計	約６，４００人	約１００人

※1東海市地域防災計画・東海市水防計画（平成28年度修正）・地震災害対策計画
県全体の人的被害の合計が最大となる冬深夜5時の場合を想定。（端数処理のため合計が各数値の和と一致しない）

3　対象とする災害廃棄物

本計画の対象とする災害廃棄物とは、地震や津波等の災害によって発生する廃棄物（以下「地震・津波等廃棄物」という。）及び被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物（以下「生活系廃棄物」という。）。

＜表5:本計画の対象とする災害廃棄物※1＞

廃棄物		特　徴
①地震や津波等の災害によって発生する廃棄物	木くず	柱・梁・壁材、水害または津波などによる流木など
	コンクリートがら等	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなど
	金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材など
	可燃物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した廃棄物
	不燃物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂などが混在し、概ね不燃性の廃棄物
	腐敗性廃棄物	畳や被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料及び製品など
	津波堆積物	海底の土砂やヘドロが津波により陸上に打ち上げられ堆積したものや陸上に存在していた農地土壌等が津波に巻き込まれたもの
	廃家電	被災家屋から排出されるテレビ、洗濯機、エアコンなどの家電類で、災害により被害を受け使用できなくなったもの ※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理をおこなう
	廃自動車等	災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車 ※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理をおこなう
	廃船舶	災害により被害を受け使用できなくなった船舶
	有害廃棄物	石綿含有廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質、フロン類、CCA・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物等注射針等
	その他、適正処理が困難な廃棄物	消火器、ボンベ類などの危険物やピアノ、マットレスなど処理が困難なもの（レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む）、漁網、石膏ボードなど
②被災者の生活に伴う廃棄物	生活ごみ	家庭から排出される生活ごみや粗大ごみ
	避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみなど
	し尿	仮設トイレ（災害用簡易組み立てトイレ、レンタルトイレ及び他市町村・関係業界等から提供されたくみ取り式トイレの総称）等からのくみ取りし尿

※1出典:国指針

4　地震・津波等廃棄物の発生量の推計

地震・津波等廃棄物の推計値を基に災害廃棄物処理対策をまとめるものとし、発災後、実際の被害状況を踏まえて地震・津波等廃棄物の発生量の把握を行い実行計画に反映するものとする。

＜表6:地震・津波等廃棄物の発生量推計※1＞

地震･津波等廃棄物発生量内　訳	選別前				合　計(t)
	可燃物(t)	不燃物(t)	小　計(t)	津波堆積物(t)	
愛知県	3, 350, 576	17, 274, 735	20, 625, 311	6, 465, 227	27, 090, 538
東海市	**66, 223**	**530, 637**	**596, 860**	**51, 100**	**647, 959**

5　大規模災害時における目標スケジュール

生活圏内の地震・津波等廃棄物を速やかに（概ね半年以内）仮置場へ移動し、全ての地震・津波等廃棄物を概ね１年以内に仮置場へ移動させるものとする。

なお、地震・津波等廃棄物の処理の完了は、概ね３年以内を目標とする。

＜図7:大規模災害時における目標スケジュール※2＞

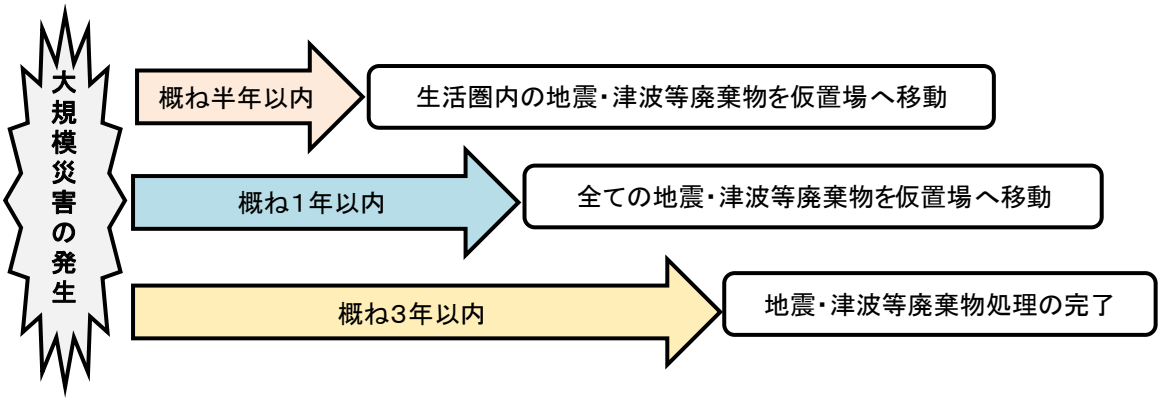

6　新ごみ処理施設への対応

第２次愛知県ごみ焼却処理広域化計画に基づき、西知多医療厚生組合で進めている知多市との施設の集約化に伴い、新しいごみ処理施設の平成３６年度稼働予定を見据え、見直しに留意する。

※1出典:県計画参考資料(端数処理のため合計が各数値の和と一致しない)
※2出典:県計画

第２章　災害廃棄物処理の基本方針

第１　基本方針

本計画の運用及び災害廃棄物の処理にあたっては、以下に示す基本方針に基づき、状況に応じた適正かつ柔軟な対応を行うこととする。

１　衛生状態の確保

避難所の混雑や下水道の損傷が発生した場合にも、良好な衛生状態を保つため、多量に発生する生活ごみやし尿の処理を最重要事項として対応することとする。

２　迅速な対応・処理

災害廃棄物の発生及び処理の状況は時間の経過に伴い変化するため、定期的、継続的に情報収集を行い、災害廃棄物の処理体制を常時見直し、迅速な処理を行うこととする。

３　計画的な対応・処理

発災時には、本計画に基づき速やかに「災害廃棄物処理実行計画（以下「実行計画」という。）を策定し災害廃棄物の発生量推計に応じた計画的な処理体制を確保するとともに、災害廃棄物の処理状況等に応じて段階的に見直しを行うこととする。

なお、速やかな実行計画策定のため、必要事項を予め整理することとする。

４　環境汚染対策

災害廃棄物は周辺環境に十分配慮して処理を行うものとし、特に有害物質の飛散・流出防止などの対策を行うものとする。

５　仮置場の安全確保

仮置場において、畳等の災害廃棄物の発酵に伴い発生するガスによる火災や危険物の混入による傷病の発生などを予防するため、搬入者や作業員の安全確保に努めることとする。

６　環境負荷の低減

災害廃棄物の分別を徹底し再利用及び資源化を推進するとともに、民間の処理事業者を活用することで焼却処理量及び最終処分量を削減し、災害廃棄物の処理による環境負荷の低減を図ることとする。

７　清掃センターの職員の教育・訓練

発災時に迅速かつ的確に業務を遂行することができるよう、平常時から本計画に対する職員の理解を深めるとともに、過去の災害に関する情報収集、国などが開催する研修会等への参加などを積極的に行い、人材育成を図ることとする。

８　職員の安全・健康の確保

長期的に安定した災害廃棄物の処理が可能となるよう、適正な人員配置、交代勤務による過重労働の回避、交代要員の確保及びボランティア等への支援要請などを行い、適正な労務管理に努めることとする。

第２　組織体制、連絡及び協力体制

発災時の迅速な初期活動及び効率的な災害廃棄物の処理のため、あらかじめ組織体制を定め、対策の役割の明確化を図ることとする。

なお、組織体制を定めるにあたっては、混乱を防ぐため、情報の一元化に留意することとする。

１　災害廃棄物対策組織

清掃センターの中に、総括責任者、情報・計画担当、予算・契約担当、現場支援担当、現場作業担当を配置して、災害廃棄物の処理にあたることとする。

なお、災害廃棄物対策組織の運営にあたっては、東海市災害対策本部との連携を図るとともに、関係部局との緊密な連絡調整、応援を得て円滑な災害廃棄物の処理に努めることとする。

＜災害廃棄物対策組織図＞

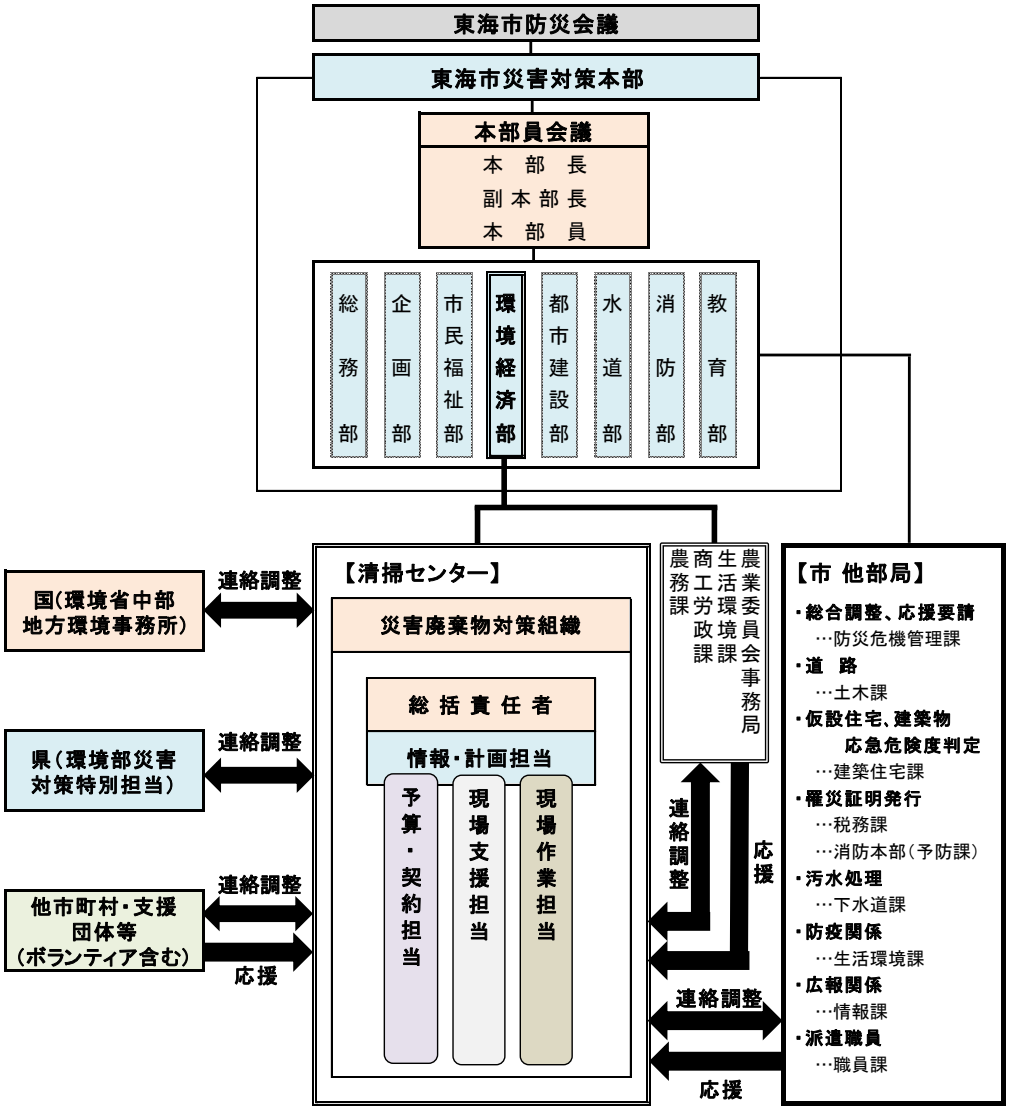

＜表7:各担当の主な業務※1＞

担当名	主な業務
総括責任者 （清掃センター）	・災害廃棄物対策の総括、運営、進行管理 ・東海市災害対策本部、国及び県との連絡調整 ・職員の安全確保 ・その他重要事項に関すること
情報・計画担当 （清掃センター 及び応援職員）	・情報収集及び被災状況の把握 ・災害廃棄物処理実行計画の策定、見直し（発生量推計、作業スケジュール、処理フロー） ・県、近隣市町村、相互援助協定団体等への応援要請及び広域処理の調整 ・各種広報（し尿・ごみの収集、仮設トイレ、仮置場、解体撤去等） ・問合せ対応（災害廃棄物の処理、家屋の解体、その他）
予算・契約担当 （清掃センター 及び応援職員）	・予算管理 ・災害廃棄物処理先との契約 ・資機材調達、仮置場用地等の契約 ・国庫補助、起債
現場支援担当 （清掃センター 及び応援職員）	・庁内各部局、ボランティア団体との連絡調整 ・仮置場の場所選定、設置、運転委託契約等 ・車両等の資機材調達、災害廃棄物処理のための仮設施設の整備 ・申請窓口（家屋の解体、仮置場への搬入）
現場作業担当 （清掃センター 及び応援職員）	・仮置場の運営管理及びボランティアの派遣依頼 ・生活系ごみ、粗大ごみの収集運搬 ・し尿の収集運搬 ・一般廃棄物処理施設の運転管理

※1県研修資料を基に東海市作成

＜表8:具体的に必要となる業務内容と必要人数の想定※1＞

担当の業務	災害時における具体的な業務内容及び対応必要人数		
	初動期（3日以内）	応急対応（3か月以内）	復旧・復興（3年以内）
総括責任者 （清掃センター）	・職員の安否確認、召集の指示 ・災害廃棄物対策組織の設置及び職員配置決定 ・災害時対応、情報収集の開始指示 ・災害対策本部との連絡調整 ・仮置場設置の方針決定 ・支援要請の判断 ・国、県への被災状況の報告	・全体状況の把握、管理及び各業務班の方針決定 ・組織体制及び職員配置の見直し ・災害対策本部との連絡調整 ・国、県への災害廃棄物処理状況の報告及び事務委託等に関する調整	・全体状況の把握、管理及び各業務班の方針決定 ・組織体制及び職員配置の見直し ・災害対策本部との連絡調整 ・国、県への災害廃棄物処理状況の報告 ・災害廃棄物処理完了の確認
対応必要人数	3名程度（ピーク時）	2名程度	2名程度
情報・計画担当 （清掃センター及び応援職員）	・各業務班からの被災情報集約 ・災害廃棄物発生量の推計開始 ・県、他市町村、協定団体等への応援要請（職員派遣等） ・災害廃棄物の分別排出方法の広報	・各業務班の処理進捗状況等の情報集約 ・災害廃棄物処理実行計画の作成 ・作業スケジュールの検討と見直し ・災害廃棄物の広域処理に向けた計画作成 ・家屋の解体、撤去に関する関係部局調整及び計画策定 ・災害廃棄物に関する広報（分別排出方法、家屋の解体等） ・問合せ、相談窓口の運用	・各業務班の処理進捗状況等の情報集約 ・災害廃棄物処理実行計画及び処理方法、スケジュールの見直し ・災害廃棄物に関する広報（分別排出方法、家屋の解体等） ・問合せ、相談窓口の運用
対応必要人数	3名程度	6名程度（ピーク時）	4名程度
予算・契約担当 （清掃センター及び応援職員）	・一次仮置場用地の賃貸借契約 ・協定締結団体との協定単価の確認 ・資機材調達先との契約	・二次仮置場用地の賃貸借契約 ・資機材調達先、収集運搬業者、処理資源化業者等との契約及び支払 ・選別後の地震・津波等廃棄物の搬出先との契約 ・協定締結団体への災害廃棄物の処理委託 ・家屋の解体、撤去に関する予算執行 ・国庫補助、起債等に関する国や県の方針及び積算方法の確認	・資機材調達先、収集運搬業者、処理資源化業者等との契約及び支払 ・家屋の解体、撤去に関する予算執行 ・国庫補助金等の申請 ・起債関係書類作成 ・会計検査対応
対応必要人数	2名程度	4名程度（ピーク時）	3名程度

※1県研修資料を基に東海市作成

担当の業務	災害時における具体的な業務内容及び対応必要人数		
	初動期（3日以内）	応急対応（3か月以内）	復旧・復興（3年以内）
現場支援担当 （清掃センター 及び応援職員※2）	・職員の参集状況確認 ・自衛隊、消防、警察との連携 ・一次仮置場の設置、運転委託契約 ・不足資機材、燃料等の把握と調達先の決定 ・市各部局との情報共有	・市各部局との情報共有 ・現場作業担当各班の調整及び職員充足状況、支援要請の必要性等の検討 ・災害廃棄物の広域処理に向けた受入先との調整 ・資機材、燃料等の調達 ・ボランティア団体との連絡調整 ・家屋の解体、撤去、搬入許可に関する申請窓口の設置運営 ・二次仮置場の場所、仕様等の決定と設置、委託契約 ・選別後の災害廃棄物の搬出先選定	・市各部局との情報共有 ・現場作業担当各班の調整及び職員充足状況、支援要請の必要性等の検討 ・災害廃棄物の広域受入先との調整 ・資機材、燃料等の調達 ・ボランティア団体との連絡調整 ・家屋の解体、撤去、搬入許可に関する申請窓口の運営
対応必要人数	3名程度	7名程度（ピーク時）	6名程度
現場作業担当 （清掃センター 及び応援職員）	【仮置場管理班】 ・一次仮置場の運営開始 【ごみ収集・運搬班】 ・収集運搬委託業者の被害状況確認と協力要請 ・避難所を組み入れた生活ごみ・避難所ごみの収集運搬体制の確立 ・生活ごみ・避難所ごみの収集開始 【し尿処理班】 ・収集運搬委託業者の被害状況確認と協力要請 ・し尿処理施設、下水道関係施設の被害状況確認 ・避難所等のし尿収集体制の確立 ・簡易トイレの手配 【施設管理班】 ・一般廃棄物処理施設の被害状況及び職員の参集状況の確認 ・不足資機材、燃料等の把握 ・プラントメーカーとの協議開始	【仮置場管理班】 ・一次仮置場の運営管理 ・仮置場の火災、不法投棄対策 ・仮置場の環境モニタリング ・解体業者との搬入調整 ・ボランティアセンターへのボランティア派遣依頼 【ごみ収集・運搬班】 ・避難所や仮設住宅の設置、道路の開通にあわせた生活ごみ・避難所ごみの収集体制確保 ・広域処理先への生活ごみ・避難所ごみの搬入 【し尿処理班】 ・避難所や仮設住宅の設置、道路の開通にあわせたし尿の収集体制確保 ・し尿収集依頼の受付 ・広域処理先へのし尿の搬入 【施設管理班】 ・一般廃棄物処理施設修繕（積算、契約含む） ・施設の点検整備、用役調整 ・地震・津波等廃棄物の発生状況に応じた仮設処理施設の設置検討	【仮置場管理班】 ・二次仮置場の運営開始 ・一次、二次仮置場の運営管理 ・仮置場の環境モニタリング ・仮置場の火災、不法投棄対策 ・解体業者との搬入調整 ・ボランティアセンターへのボランティア派遣依頼 ・選別後の災害廃棄物の搬出 ・仮置場の返却（汚染対策を含む） 【ごみ収集・運搬班】 ・生活ごみの通常収集への移行（避難所閉鎖時） ・広域処理先への生活ごみ・避難所ごみの搬入 【し尿処理班】 ・し尿の通常収集への移行（避難所閉鎖時） 【施設管理班】 ・既存施設の通常運転への移行 ・既存の施設余力に応じた選別後の・地震・津波等廃棄物の一部焼却
対応必要人数	20名程度	20～40名程度（ピーク時）	20～40名程度

（状況に応じて人員配置の調整を行う）

※2土木工事設計監理できる職員を配置する。

2　協力・支援体制

(1)　災害時の協力・支援体制

＜図8:災害時の協力・支援体制※１＞

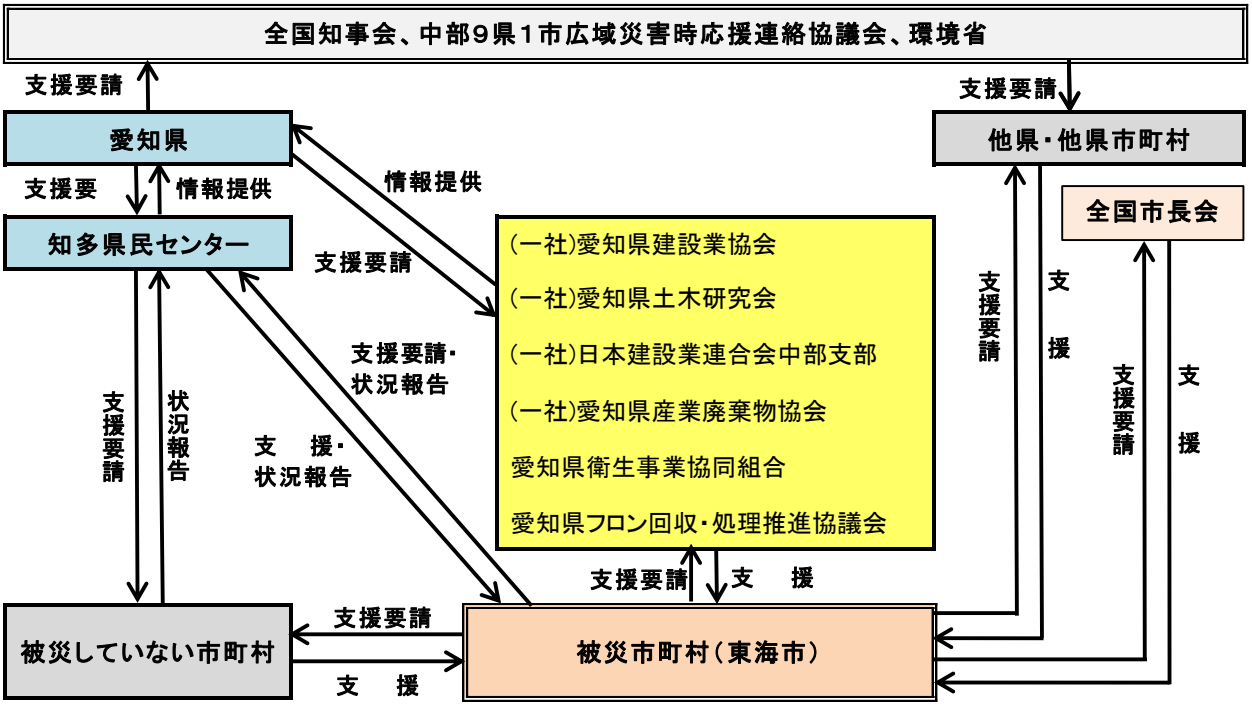

(2)　県、周辺市町村の地域間連携及び民間事業者等との連携

災害廃棄物を自ら処理することが困難な場合、「第２次愛知県ごみ焼却処理広域化計画」に基づく広域化ブロック（知多北部ブロック※２）内の他市町、各種相互応援協定を締結している市町や、一般社団法人愛知県産業廃棄物協会との相互援助協定に基づき応援要請を行うものとする。

また、広域化ブロック（知多北部ブロック）内の協力や相互応援協定締結先への協力要請でも対応できない場合は、速やかに全国市長会へ応援要請を行うとともに、「愛知県災害廃棄物処理計画」に基づく尾張地域ブロックの他市町村への応援要請や県外市町村への応援要請などを行うこととする。

※1県計画を基に東海市作成
※2知多北部ブロック:東海市、知多市、大府市、豊明市、阿久比町及び東浦町。
　東海市及び知多市を除く4市町は、ごみ処理を東部知多衛生組合で共同処理を実施。

＜図9：地域ブロック※1＞

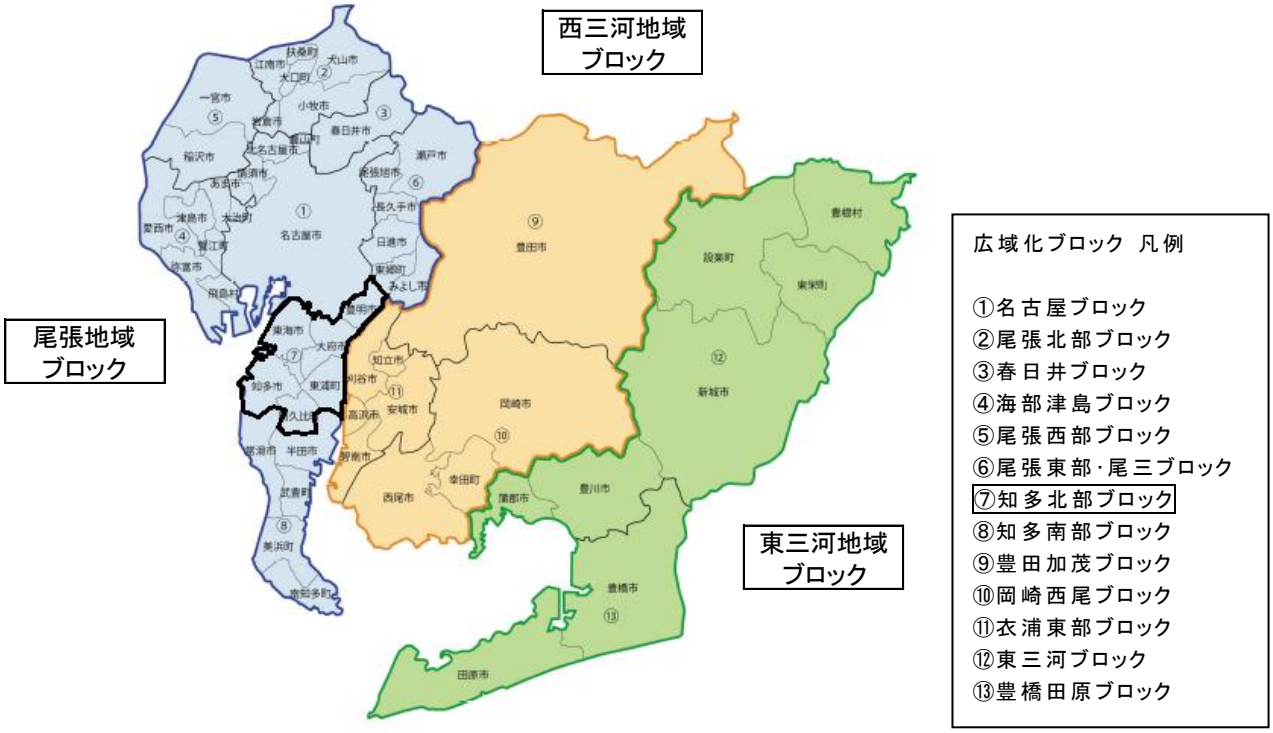

※1出典：県計画

《相互援助協定》

現在締結しているごみ処理に関する相互援助協定は、下記のとおりである。

ア	災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定 (県内市町村と一部事務組合)	平成２６年１月に締結した災害時の一般廃棄物処理業務と下水処理業務の相互援助協定。 ※東海市地域防災計画付属資料５７頁
イ	し尿及びごみ処理相互援助に関する協定 （三河、知多清掃施設連絡協議会に所属する団体）	平成２年２月に締結した災害及び事故等により施設に重大な支障が生じた時のし尿及びごみ処理業務の相互援助協定。 ※東海市地域防災計画付属資料６０頁
ウ	ごみ処理相互応援に関する協定 （名古屋市と知多北部地区に位置する市及び一部事務組合）	平成２２年２月に締結したごみ処理相互応援に関する協定。 ごみ処理施設が、災害、事故及び施設の改修等によりごみ処理業務を独自では適正に遂行できない場合に相互応援を行うもの。 ※東海市地域防災計画付属資料６２頁
エ	災害時における廃棄物の処理等に関する協定 （東海市／(社)愛知県産業廃棄物協会） ※愛知県と愛産協の協定有り	平成２６年６月に締結した協定で、災害時における災害廃棄物の収集・運搬及び処分について産業廃棄物処理業者の団体である(社)愛知県産業廃棄物協会に協力要請を行うもの。 ※東海市地域防災計画付属資料８３頁
オ	災害時における廃棄物の処理等に関する協定 (愛知県／愛知県衛生事業協同組合）	平成１７年４月に締結した協定。 市町村からの要請を受けて、災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬及び災害廃棄物の収集・運搬及び処分を県が愛知県衛生事業協同組合(一般廃棄物処理業者の団体）に協力要請を行うもの。

(3) ボランティアとの連携

ボランティアセンターを通じて、ボランティアの要請を行う。

受け入れにあたっては、短期のボランティアは一次仮置場を中心に、中期～長期のボランティアはスキルに応じた配置先とする。

なお、中期～長期のボランティアの配置にあたっては、健康管理に注意するとともに、必要に応じて地震・津波等廃棄物の分別方法や有害廃棄物への暴露防止等の説明を行うこととする。

3 住民等への広報

災害時には、地震・津波等廃棄物や生活系廃棄物の適正な分別・処理等に関する情報について、住民等（住民、事業者、ＮＰＯ、ボランティアを含む）へ広報を行うものとする。

＜表９：広報の内容（例）＞

【地震・津波等廃棄物】
(1) 分別及び種類ごとの排出方法 (2) 処理困難物の排出方法や排出時の注意点 (3) 仮置場の設置状況、搬入対象品目、搬入方法 (4) 不法投棄、野焼きの禁止
【生活系廃棄物】
(1) 生活ごみ・避難所ごみ及び粗大ごみ等の排出方法 (2) 収集ルート及び日時の変更 (3) し尿関係の収集体制の変更等（浄化槽汚泥収集含む）

＜表10:広報の手段（例）※1＞

広報の手段		情提提供の方法
ア	報道機関 （テレビ、ラジオ放送局、通信社、新聞社）	報道機関への情報提供
イ	防災行政無線	・沿岸部に一体の地域に設置された防災スピーカー（22箇所）からの放送 ・拠点避難所、避難可能箇所、公共公益施設及び医療機関等の館内放送
ウ	コミュニティFMやケーブルテレビ	コミュニティFMやケーブルテレビの放送
エ	Webサイト掲載及びツイッター等の ソーシャルメディア	インターネットによる情報提供
オ	スマートフォンタブレット端末用生活情報アプリ東海なび	インターネットによる情報提供
カ	電話、携帯電話	電話、FAX、メールの利用
キ	広報紙等	広報紙等の配布
ク	広報車	広報車の巡回
ケ	掲示板	貼紙
コ	その他広報手段	メッセージボード付自販機

※1「東海市地域防災計画」（平成28年度修正）を基に作成

第３章　災害廃棄物の処理

第１節　地震・津波等廃棄物処理の基本方針

1　地震・津波等廃棄物は、生活系廃棄物とは別の処理体制を確立し適正な処理に努めるものとする。

2　被災現場で可能な限り分別することで、仮置場における円滑な受入れを図るものとする。

3　地震・津波等廃棄物が大量に発生し一次仮置場で細分別を行うことが困難となる場合は、細分別を行う二次仮置場を設置し、粗選別を行う一次仮置場と併せて適正な処理に努めることとする。

4　一次仮置場、二次仮置場での保管、選別等を通じて、地震・津波等廃棄物の再利用、資源化に最大限努め、焼却処理量及び最終処分量の削減を図ることとする。

5　可燃物の処理方法は、清掃センターでの処理、民間委託、広域処理等の中から生活系廃棄物の発生状況も考慮して選定するものとする。

6　仮置場等での作業による地域住民の生活環境の悪化を防ぐため、環境保全のために必要な対策を適宜行うものとする。

第１　本市の地震・津波等廃棄物の処理フロー

地震・津波等廃棄物の処理にあたっては、段階に応じた選別と積極的な資源化により、焼却処理量や最終処分量の削減を図ることとする。

＜図10:地震・津波等廃棄物の処理フロー※1＞

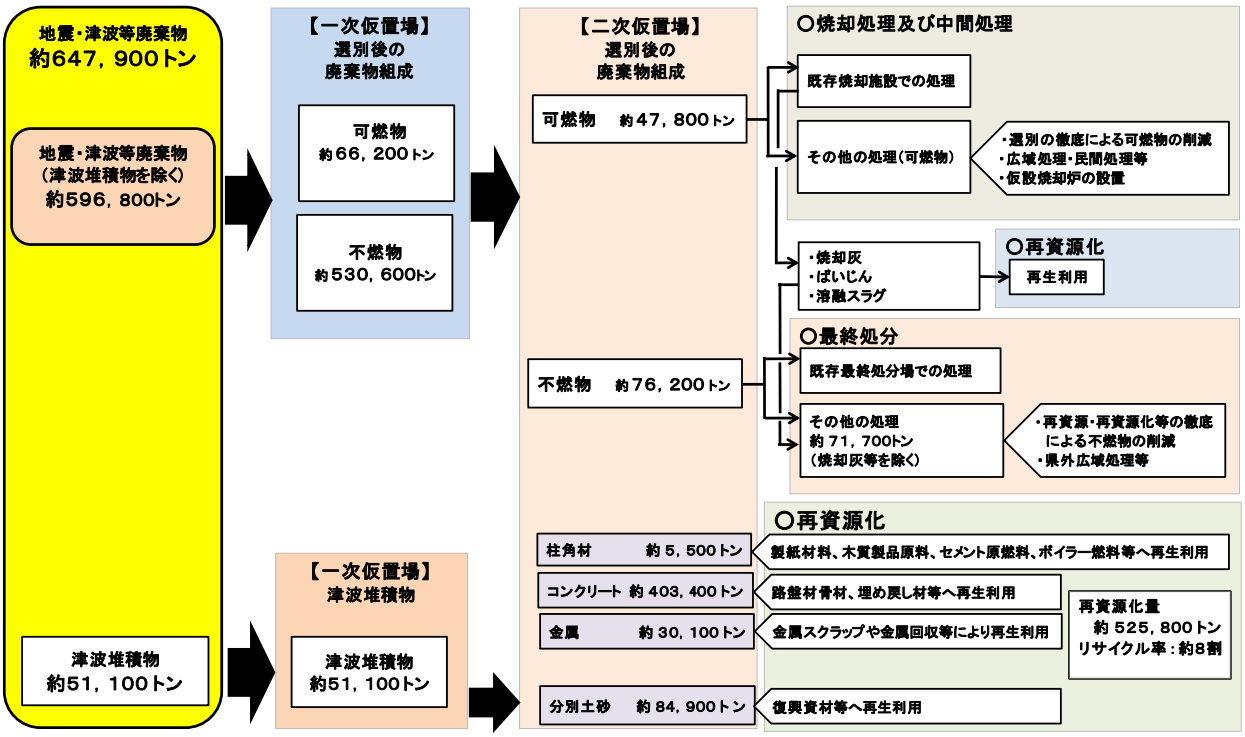

＜選別前＞　　＜選別後＞

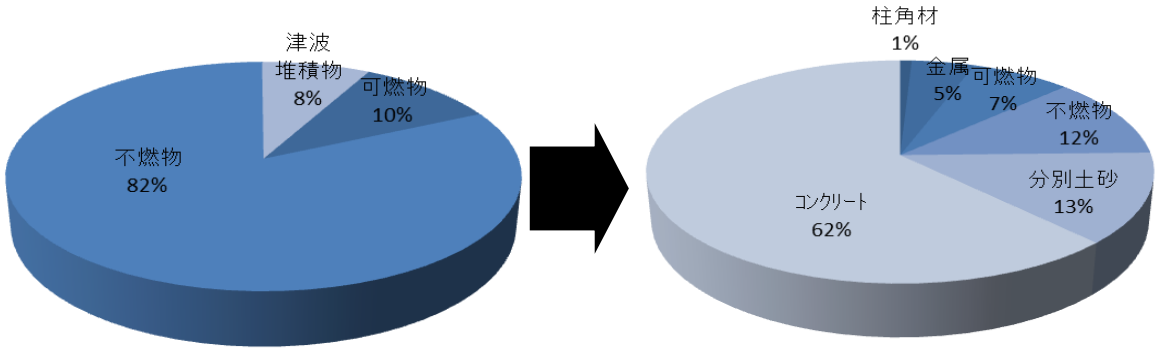

※1県計画を基に東海市作成

＜表11:資源化の方法（例）※1＞

災害廃棄物		処理方法（最終処分、リサイクル方法）
可燃物	分別可能な場合	・家屋解体廃棄物、畳・家具類は生木、木材等を分別し、塩分除去を行い木材として利用 ・塩化ビニル製品はリサイクルが望ましい
	分別不可な場合	・脱塩・破砕後、焼却し、埋立等適性処理
コンクリートがら		・40mm以下に破砕し、路盤材（再生クラッシャラン）、液状化対策材、埋立材として利用 ・埋め戻し材・裏込め材（再生クラッシャラン・再生砂）として利用。最大粒径は利用目的に応じて適宜選択し中間処理 ・5～25mmに破砕し二次破砕を複数回行うことで再生粗骨材
木くず		・生木等はできるだけ早い段階で分別・保管して製紙原料 ・家屋系廃木材はできるだけ早い段階で分別・保管してチップ化して各種原料や燃料
金属くず		・有価物として売却
家電	リサイクル可能な場合	・テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、乾燥機等は、指定引取場所に搬入してリサイクル
	リサイクル不可能な場合	・災害廃棄物として他の廃棄物と一括で処理
自動車		・自動車リサイクル法に則り、被災域からの撤去・移動、所有者もしくは処理業者引渡しまで一次集積所で保管
廃タイヤ	使用可能な場合	・現物のまま公園等で活用を検討 ・破砕・裁断処理後、タイヤチップ（商品化）し製紙会社、セメント会社等へ売却 ・丸タイヤのままの場合域外にて破砕後、適宜リサイクル ・有価物として買取業者に引き渡し後域外にて適宜リサイクル
	使用不可な場合	・破砕後、埋立・焼却
木くず混入土砂		・最終処分 ・異物除去・カルシア系改質材添加等による処理により、改質土として有効利用が可能 その際に除去した異物や木くずについては、リサイクルを行うことが可能

※1出典:国指針

＜表12:再生資材の主な活用（例）※1＞

品　目	活用例
木　く　ず	燃料、パーティクルボード原料
廃 タ イ ヤ	燃料
廃プラスチック	プラスチック原料、ＲＰＦ原料※2
紙　　類	ＲＰＦ原料
畳	ＲＰＦ原料
がれき類（コンクリートがら等）	土木資材
金 属 く ず	金属原料
肥料、飼料	セメント原料
焼 却 主 灰	土木資材
津波堆積物	土木資材
汚　　泥	土木資材

※1出典:国指針
※2「RPF」とは Refuse Paper ＆ Plastic Fuel の略称。
主に産業系廃棄物のうち、マテリアルリサイクルが困難な古紙及びプラスチックを原料とした高カロリーの固形燃料。

第２　地震・津波等廃棄物の仮置場

発災後、地震・津波等廃棄物により復旧作業及び生活環境に支障が生じることがないよう、速やかに仮置場を確保し、生活圏から地震・津波等廃棄物を撤去することが重要である。

そこで、あらかじめ地震・津波等廃棄物の発生量を推計して、仮置場の必要面積の算定を行い、仮置場候補地について検討することとする。

なお、仮置場の設置にあたっては、地震・津波等廃棄物を生活圏から速やかに移動させ粗選別を行うための一次仮置場、一次仮置場で粗選別した大量の地震・津波等廃棄物を円滑に処理するための二次仮置場の設置について検討を行うものとする。

また、一次仮置場、二次仮置場の他に、津波堆積物を保管するための仮置場、廃船や廃自動車を受け入れるための仮置場が必要となることも想定されるため、様々な状況に対応できるよう候補地を予め検討するものとする。

＜表13:仮置場の区分及び役割＞

区　分	役　割
一次仮置場	・生活環境の確保、復旧等のため、被災現場からの地震・津波等廃棄物の早期撤去や粗選別を効率的に行うために設ける仮置場。 ・被災現場での道路啓開、散乱廃棄物の撤去、損壊家屋の解体及び住居の片付け等で発生した地震・津波等廃棄物を一時的に保管することや角材や柱材、コンクリートがら、鋼材等の比較的大きな廃棄物や家電類などの資源化、処理困難物、危険物・有害物質及び思い出の品等の選別を行う。
二次仮置場	・一次仮置場から搬入された地震・津波等廃棄物の発生状況にあわせ資源化を行うことで、焼却、最終処分を行う廃棄物の減量を図るとともに、適正な処理を行う。 ・木質系、コンクリート系それぞれの破砕機や仮設焼却炉設置の検討を行う。

１　一次仮置場必要面積

必要面積については、「県計画」における計算式を用いて算定するものとする。

＜表14:一次仮置場必要面積※1＞

一次仮置場必要面積	８６，４７８㎡

※1出典:県計画参考資料

【参考】　　＜一次仮置場必要面積の算定方法※1＞

必要面積 ＝（ ①保管面積 ＋ ②作業スペース面積 ）÷ ２

① 保管面積 ＝ 発生量（重さ）÷ 比重 ÷ 高さ

比重：可燃物　　０．５５（ｔ／㎥）
　　不燃物　　１．４８（ｔ／㎥）
　　津波堆積物　１．２８（ｔ／㎥）

高さ：災害廃棄物５ｍ、津波堆積物５ｍ

② 作業スペース面積 ＝ ①保管面積×２／３

※地震・津波等廃棄物の発生と処理が同時進行するため、保管面積と作業スペース面積の半分の面積を確保する。

２　仮置場の候補地の選定

⑴　一次仮置場の選定は、避難所や復旧作業のために必要となるスペースを確保した後に、災害廃棄物の発生状況から算定した必要面積を基に、公共用地等から選定するものとする。

＜表15:仮置場の選定基準＞

	一次仮置場	二次仮置場
共通事項	・住宅地から一定の距離があり、搬入に支障がないこと。 ・1年間程度以上の長期の使用ができること。 ・水源や病院、学校等に近接していないこと。 ・飛散防止、安全管理が容易であること。 ・水道、排水、電気が確保できること。	
個別事項	・被災現場に近く効率的な搬入が可能であること。 ・緊急輸送道路からの良好なアクセスが確保されていること。	・中間処理機器等の設置、使用に支障のないこと。 ・資源化、焼却、最終処分等のための搬出に支障のないこと。 ・一次仮置場からの良好なアクセスが確保されていること。

※1出典:県計画

⑵　仮置場候補地

上記の選定基準を基に、市有施設及び用地の利用について検討するものとする。

なお、広域避難場所として位置づけられている場合などは、発災時の利用について関係部署と協議することとする。

ア　公園、グラウンド（地下に排水暗渠等が無いものに限る）、公共施設駐車場

イ　公共施設建設予定地、公共事業代替地等の未利用地

ウ　その他民有地

仮置場の必要面積が不足することが想定されており、民有地を災害廃棄物の仮置場として利用することができるよう仮置場候補地の調査を行うとともに、発災時には実行計画に基づき速やかに土地の借上げを行うものとする。

なお、有害物質による汚染のおそれがあるため、仮置場設置時点で可能な限りの排水対策等を実施し、返還後の土地利用への影響を低減するよう努めることとする。

エ　既存最終処分場

(ｱ) 大狭間最終処分場

地震・津波等廃棄物や搬入車両、重機の積載負荷による遮水シートの破損の可能性があることから、仮置場としての利用には適さない。

そこで、処理困難物のうち、石綿含有廃棄物や感染性廃棄物等の隔離保管が必要な廃棄物の保管場所の候補地とし、利用に際してはあらかじめ土地所有者の承諾を得ることとする。

(ｲ) 東犬久利最終処分場

重機による遮水シートの破損等の対策として養生を行うとともに、最終処分場としての利用との調整を行ったうえで、仮置場としての利用について検討することとする。

＜図11:仮置場の候補地面積検討方法※1＞

候補地面積 ＝ 他の利用がない優先利用面積【◎】＋（他の利用がない利用可能面積【○】）／２
＋（他の利用もある優先利用面積【◎】）／２
＋（他の利用もある利用可能面積【○】）／４

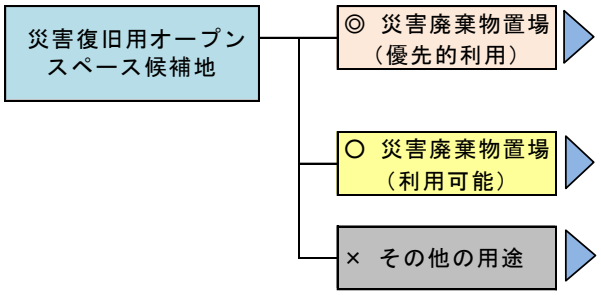

係数	考え方
× １	他の利用がなく、優先利用ができる
× １／２	優先利用ができるが、他の利用もある
× １／２	優先利用ではないが、他の利用はない
× １／４	優先利用ではないが、他の利用もある
× ０	利用できる見込みがない

＜表16:本市の仮置場の候補地面積＞

	候補地の名称	所在地	考え方	有効面積（㎡）	係数	利用可能面積（㎡）	仮置場候補地の状況	広域避難場所
1	平地公園（テニスコート）	名和町法秀1-1	他の利用がなく、優先利用ができる	1,460	×1	1,460	テニスコート廻りのネットフェンス門扉及び一部フェンスの撤去、コートの養生が必要。	○
2	浅山新田公園	浅山三丁目140	他の利用がなく、優先利用ができる	8,300	×1	8,300	2次仮置場候補地のスペースとして利用しやすい。土壌汚染対策のシート等による養生、フェンス等の仮囲いが必要。	○
3	上野台公園（テニスコート）	富木島町山田7-1	他の利用がなく、優先利用ができる	1,000	×1	1,000	候補地の中において、最も車両による搬入は困難。テニスコート廻りのネットフェンス門扉及び一部フェンスの撤去、コートの養生が必要。	○
4	元浜スポーツ広場（テニスコート）	元浜町54-1	他の利用がなく、優先利用ができる	1,000	×1	1,000	テニスコート廻りのネットフェンス門扉及び一部フェンスの撤去、コートの養生が必要。	
5	加木屋運動公園（第1テニスコート）	加木屋町西御嶽31-2	他の利用がなく、優先利用ができる	3,000	×1	3,000	廃棄物の車両による搬入は困難。テニスコート廻りのネットフェンス門扉及び一部フェンスの撤去、コートの養生が必要。	
6	加木屋運動公園（第2テニスコート）	加木屋町西御嶽31-2	他の利用がなく、優先利用ができる	2,400	×1	2,400	テニスコート廻りのネットフェンス門扉及び一部フェンスの撤去、コートの養生が必要。	
7	三ツ池公園（駐車場）	加木屋町栗見坂3－1	他の利用がなく、優先利用ができる	1,000	×1	1,000	仮置場候補地としては若干狭く、動線の確保が困難。	
8	加木屋南公園（駐車場）	加木屋町南鹿持16-1	優先利用ではないが、他の利用はない	1,000	×1/2	500	仮置場候補地としては若干狭く、動線の確保が困難。	○
合　計				19,160		18,660		

※1出典:平成27年度尾張地域　地域災害廃棄物対策担当会議（尾張南東部）資料（愛知県環境部制作）（以下「県会議資料」という。）

３　想定必要面積不足への対応

被害想定における最大推計量の地震・津波等廃棄物が発生した場合、現在の仮置場候補地では面積が不足することが想定される。

発災時には早急に被害状況を把握して必要面積を推計し、公共用地オープンスペースのうち利用予定がなくなったもの等を優先的に利用するなどの調整を行うとともに、仮置場候補地として調査した民有地を利用することとする。

4　仮置場の配置等（機械選別及び焼却処理等含む）

発災直後は、特に除去の緊急性の高い地震・津波等廃棄物を受け入れる必要があるため、やむを得ない場合に限り、可燃物と不燃物のみの分別で受入れることを検討する。

その際も、受入れを行いつつ仮置場の運営体制を整備し、順次、分別の細分化を進め、最終的には一次仮置場、二次仮置場を通して効率的な搬入・搬出及び資源化を両立することができる配置とする。

＜図12：一次仮置場（初期）の配置例＞

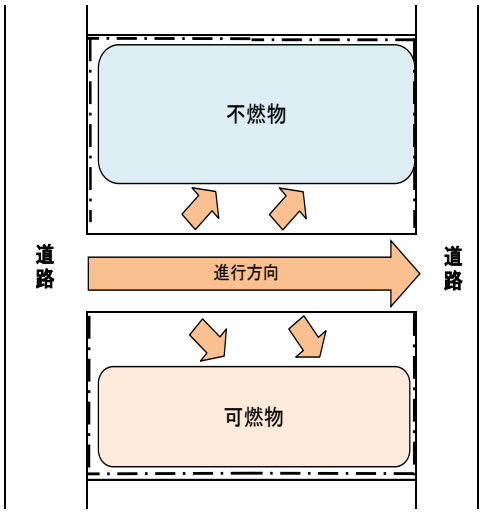

＜図13：一次仮置場（最終型）の配置例＞

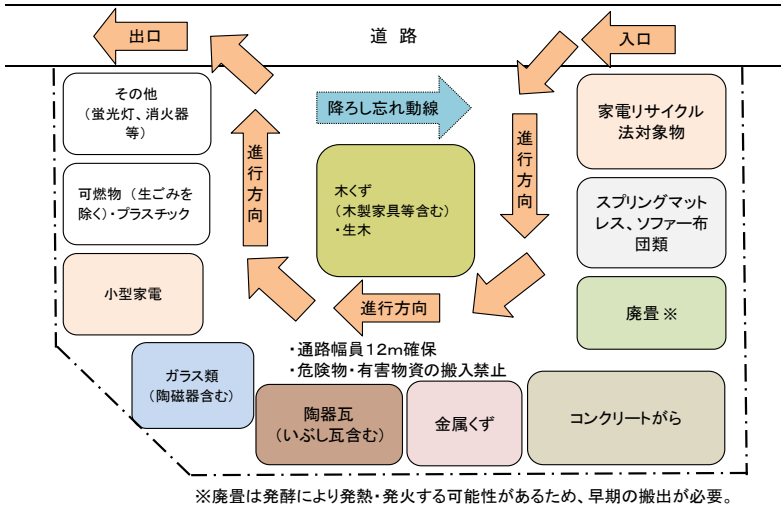

※廃畳は発酵により発熱・発火する可能性があるため、早期の搬出が必要。

＜図14：機械選別や焼却処理等を行う二次仮置場の配置例※1＞

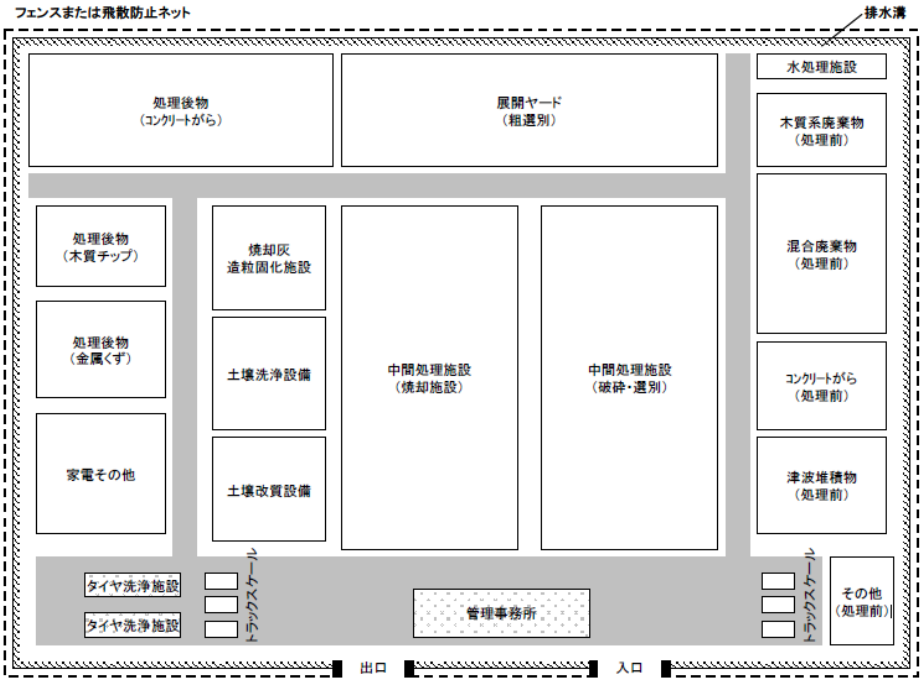

※1出典：県計画

５　地震・津波等廃棄物搬入ルート及び搬入方法

発災後、人員、物資などの輸送を円滑に進めるため「地域防災計画」において、幹線道路を対象とした緊急輸送道路が定められている。

災害が発生し交通網に支障が出た場合、この緊急輸送道路がまず復旧されることから、地震・津波等廃棄物の搬入にあたっては、緊急輸送道路を使用することを想定するが、搬入車両の集中に伴う渋滞を引き起こすことがないよう、緊急輸送道路の状況に併せて、別途ルートの指定を検討することとする。

６　仮置場の運用

発災直後は速やかに市内から地震・津波等廃棄物を移動させる必要があるため迅速な運用開始を優先することとし、受入れを行いつつ速やかに周辺環境対策、分別等を進め、安定的な運用に努めることとする。

(1)　周辺環境対策

ア　仮置場の運用にあたっては周辺環境に十分配慮し、必要に応じて周囲に飛散防止ネット・防音シート等の設置を行うとともに、深夜、早朝の作業は極力控えることとする。

イ　仮置場の入り口周辺での渋滞を緩和するため、迂回路を設けるなどの対策を行うこととする。

ウ　災害廃棄物の積み上げ・積み降ろしの際に、粉じん等が著しく発生する場合は、飛散を抑制するため散水等を行い、場合によっては臭気対策として消臭剤の散布を行う。

エ　一定の猶予をもって設置する仮置場については、舗装等により汚濁水の地下浸透を防止することとする。

オ　仮置場に処理施設を設置する場合は、騒音、振動等による周辺への影響を考慮して設置場所を決定するとともに、必要に応じて防護対策を行うこととする。

カ　廃タイヤ内の水たまりからの害虫の発生を防止するため、早期処理を図ることとする。

(2)　搬入時の分別

ア　仮置場内に分別区分ごとの受け入れ区域を設定し、分別の徹底を図ることとする。

イ　仮置場搬入時において、積載物等の確認を行うものとする。

ウ　分別がされていない、あるいは分別が不十分な場合は搬入を認めないこととする（分別が不十分な廃棄物は持ち帰り、再度分別するよう要請する）。

(3)　解体撤去時の分別

災害廃棄物の処理の効率化及びリサイクルを推進するため、出来る限り被災現

場での分別を行い、混合廃棄物の発生量を最小限に抑えるとともに、円滑な仮置場での荷卸しのために、次に示す区分に従って搬出車両に積込むこととする。

ア　木くず（木製家具等含む、生木）
イ　家電リサイクル法対象物
ウ　スプリングマットレス、ソファー・布団類
エ　廃畳
オ　コンクリートがら
カ　金属くず
キ　陶器瓦（いぶし瓦含む）
ク　ガラス類（陶磁器含む）
ケ　小型家電
コ　可燃物（生ごみを除く）・プラスチック
サ　その他（蛍光灯、消火器等）

⑷　仮置場の搬入・搬出管理

ア　各仮置場では日報の作成を行い、搬入台数、ごみの種類別の搬入量、中間処理量及び搬出量を可能な限り記録するものとする。

イ　一次仮置場への搬入にあたっては、搬入物が地震・津波等廃棄物であることを確認するため、予め市の搬入許可を受けることとする。

ウ　入り口や場内に、配置マップ等を掲示して搬入車両を円滑に誘導するとともに、場内での事故を防止するため、必要に応じて誘導員を配置して安全対策を図る。

7　仮置場の火災防止対策

＜表17:仮置場の火災防止対策※1＞

項　目	内　容
保管高さ等	・木くず、廃タイヤ、廃プラスチック類、粗大ごみ等の可燃物（混合廃棄物含む）は、安全確保及び発火防止の観点から、積み上げ高さを5m以下とし、一山当たりの面積を200㎡以下とする。 ・腐敗性廃棄物の剪定枝、落ち葉、稲わら、肥料、畳等は発熱、発火防止の観点から、積み上げ高さを2m以下とし、一山当たりの面積を100㎡以下とし、また、フレコンバックに入れ古いものから搬出するなど長期保管を避ける対策を実施する。 ・保管場所と保管場所との離隔距離は、火災発生時の消火活動及び延焼防止のため、2m以上設ける。
分別の徹底	・ガスボンベ、油脂類を含む布類、灯油缶（ストーブも含む）、ライター、バイク等の燃料を含む危険物や、電化製品、リチウムイオンをはじめとするバッテリー、電池等の火花を散らす廃棄物について分別の徹底を行う。 ・可燃性廃棄物に、食品系廃棄物や畳等の腐敗性廃棄物を混合させないこと。
仮置場の配置	・家電・電子機器等の保管場所と可燃性廃棄物・混合廃棄物等の保管場所を近接させない。
放熱・ガス抜き	・数週間に一度は、仮置場の堆積物の切り返しを行う。 ・ガス抜き管（有孔管）を当初又は切り返し時に設置を行う。 （下部に砕石マウンドを設置している場合は不可）
モニタリング	・仮置場の巡回監視を実施する。 ・表層から1m程度の深さの温度や、ガス検知器を用いた一酸化炭素、可燃性ガスの濃度測定を行う。
発火・消火対策	・濡れた畳は特に発火の危険性が高いため、長期保管は避け可能な限り速やかに処理を行う。 ・揚水ポンプ、消火栓、防火水槽及び消火器の設置を行う。
その他	・散水による火災防止効果を過度に期待せず、保管高さや分別の徹底を遵守する。 ・鉛蓄電池（自動車、オートバイなどから発生）は火災発生の原因となるので、山から取り除き、重機で踏みつぶさないように注意する。

＜図15:仮置場の廃棄物の仮置き形状※2＞

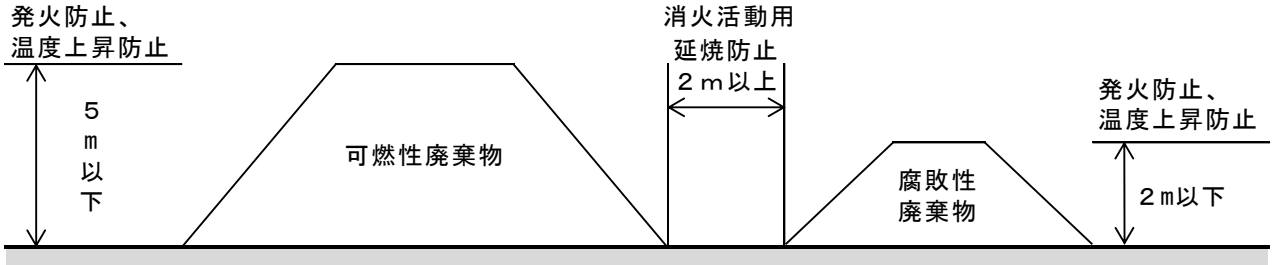

※1県計画、「東日本大震災の経験を踏まえた災害廃棄物処理の技術的事項に関する概要報告書」（平成28年3月環境省、以下「技術的事項報告書」という。）を基に東海市作成
※2出典:技術的事項報告書

8　仮置場の返還

仮置場の開設にあたっては、土地の返還時に備えて、事前に土壌を採取し、分析を行うものとする。

仮置場として利用したことによる汚染が判明した場合、返還時に表土の入れ替え等の対策を行うこととする。

環境省は「仮置場の返却に伴う原状復旧に係る土壌汚染確認のための技術的事項について」において、仮置場を返還する際に土壌汚染の有無を確認する方法を図1のとおり示している。

＜図16:仮置場の返還フロー※1＞

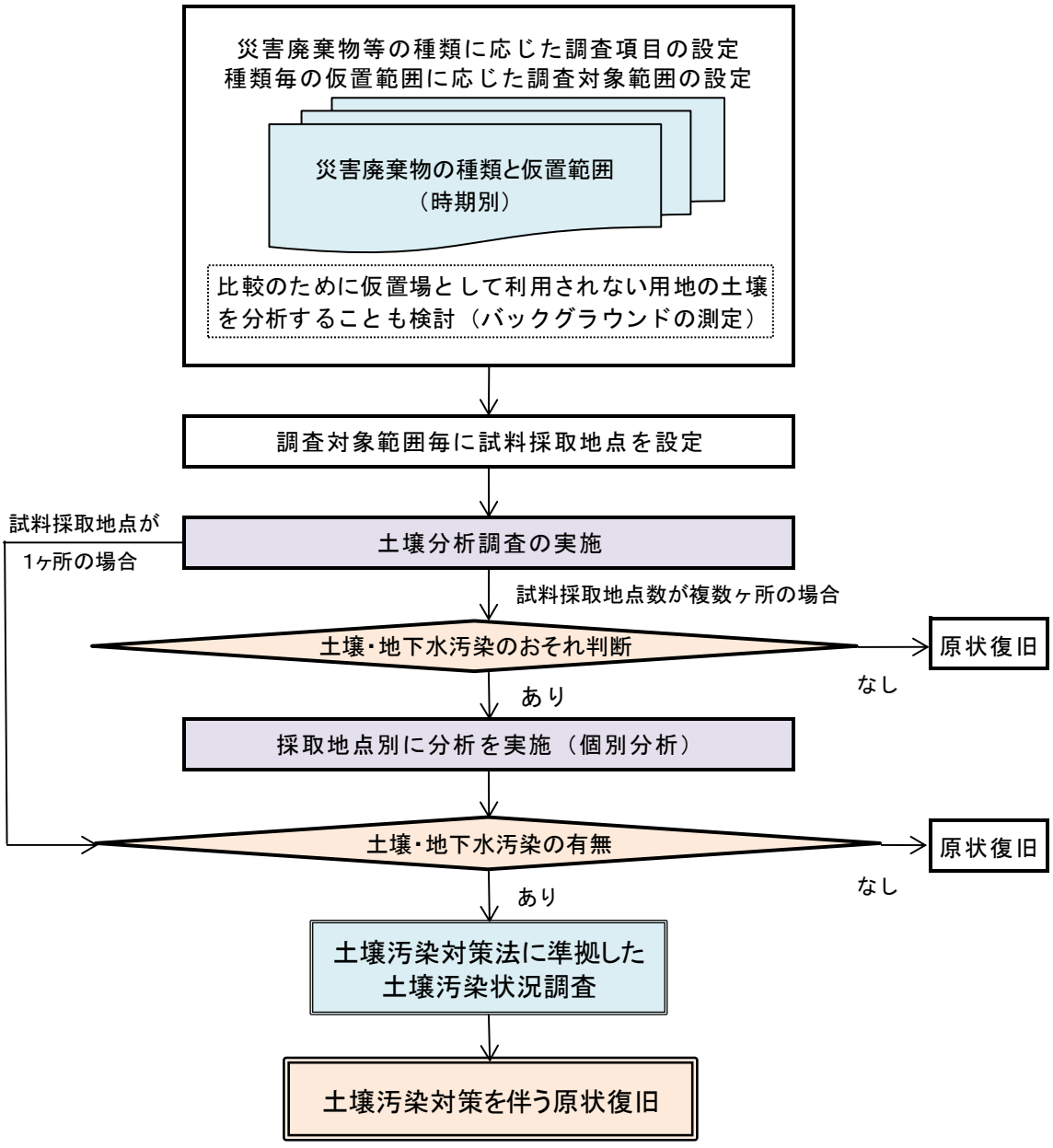

※1技術的事項報告書を基に東海市作成

第２節　生活ごみ・避難所ごみ処理の基本方針

１　発災後は、生活ごみ・避難所ごみの収集が困難となることが想定されるが、道路の開通や渋滞に関する情報の収集、平常時と違う場所への排出などに対応し、避難所をはじめとする市内の衛生状態の悪化を防ぐこととする。

２　粗大ごみは、発災後の３ヶ月間は平常時の３倍以上の量の発生が想定されるため、住民による一次仮置場への直接搬入を検討することとする。

３　生活ごみ・避難所ごみの収集は、平常時の委託体制の継続を基本とするが、収集効率の低下等により市内の衛生状態の維持に支障が生じる恐れがある場合は、他の市町村や民間業者に応援を要請することとする。

４　ごみの分別は平常時のごみ指定袋制度の維持を基本とするが、災害発生直後にごみの分別が困難となった場合は、被災地の状況に応じた収集について検討することとする。

５　収集した生活ごみ・避難所ごみは、平常時と同様に東海市清掃センターで焼却し、焼却灰や飛灰をアセック等へ搬出することを原則とするが、清掃センターの施設の損壊や停電、断水等により平常時の処理が困難な場合は、他の市町村や民間業者に処理を要請するものとする。

６　事業系一般廃棄物については、平常時と同様に許可業者による収集及び排出者の直接搬入を原則とする。

第１　ごみの発生量

１　生活ごみ（可燃ごみ、資源ごみで粗大ごみを除く。以下第２節第１において同じ）・避難所ごみの発生量推計方法

避難者数がピークとなる発災１週間後と、避難者数が減少し通常時のごみ処理体制に戻りつつある発災１ヶ月後を対象に、生活ごみ・避難所ごみの発生量を推計する。

生活ごみ発生量＝(総人口(人)－避難所避難者数(人))×1人1日あたりごみ排出量(t/人・日)
避難所ごみ発生量＝避難所避難者数(人)×1人1日あたりごみ排出量(t/人・日)

＜図17:生活ごみ・避難所ごみの発生量推計（非被災世帯からの排出量含む）※1＞

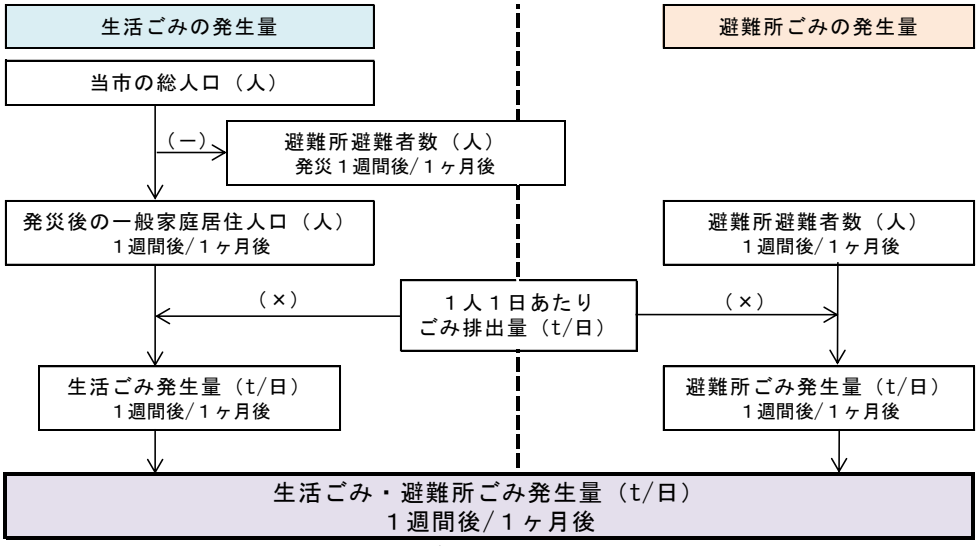

〔凡例〕（×）：乗じる、（－）：減ずる

＜表18:生活ごみ・避難所ごみの発生量＞

	平　常　時	発災1週間後	発災1ヶ月後
生 活 ご み	８６ｔ／日	６２ｔ／日	６８ｔ／日
避難所ごみ	－	９ｔ／日	２ｔ／日
合　　計	８６ｔ／日	７１ｔ／日	７０ｔ／日

総人口（計画収集人口）：１１４，１７０人（平成２９年４月１日現在）
避難所避難者数（発災１週間後）：１４，２５５人（県防災局・平成２５年度）
避難所避難者数（発災１ヶ月後）：　３，６６４人（　　〃　　）
１人１日あたりごみ排出量：６１８t/人・日（平成２８年度実績）

※1出典:県会議資料

２　粗大ごみ（不燃ごみを含む。以下第２節第１において同じ）の発生量推計方法

粗大ごみの発生量については、発生直後～発災後１年後までを、３つの段階に区分し、各段階の粗大ごみ発生量を推計する。

粗大ごみ発生量＝平常時の粗大ごみ発生量（t/年）÷12ヶ月×増加率（％）×期間(ヶ月)

＜図18:粗大ごみの発生量推計※1＞

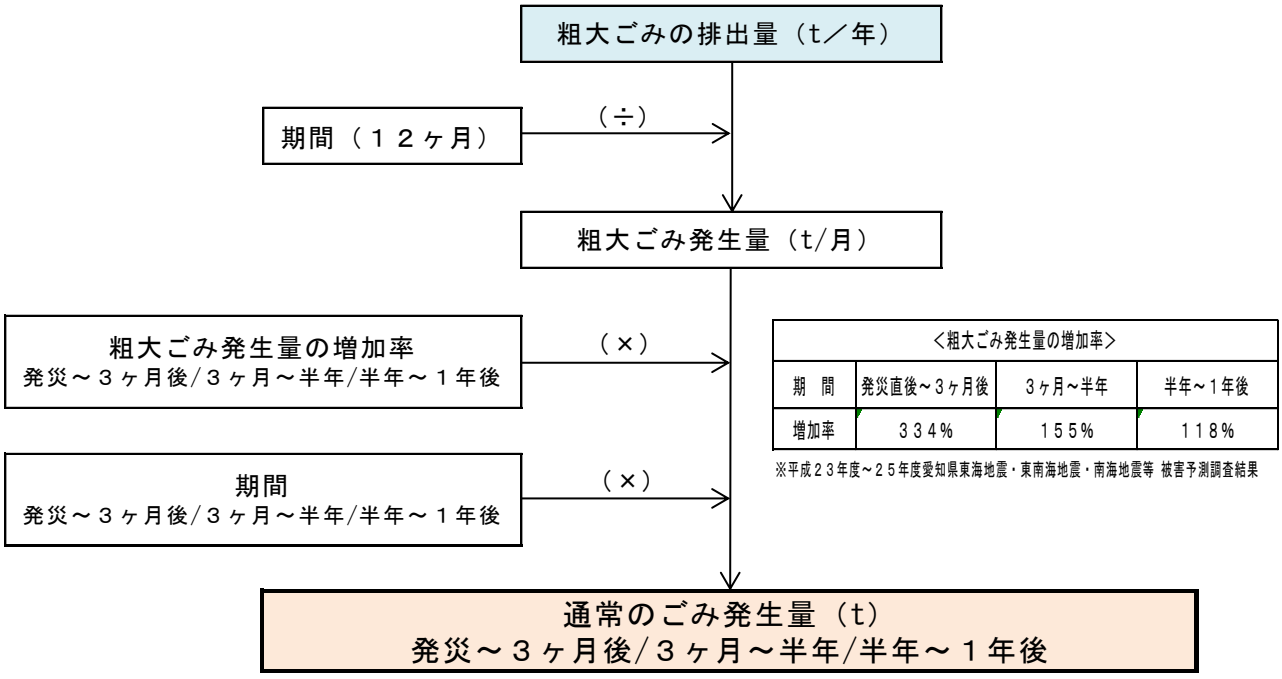

＜粗大ごみ発生量の増加率＞

期　間	発災直後～3ヶ月後	3ヶ月～半年	半年～1年後
増加率	334%	155%	118%

※平成２３年度～２５年度愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等 被害予測調査結果

〔凡例〕（×）：乗じる、（÷）：除する

＜表19:粗大ごみの発生量＞

	平常時※2 （t／1ヶ月）	発災～3ヶ月 （t／3ヶ月）	3ヶ月後～半年後 （t／3ヶ月）	半年後から1年後 （t／6ヶ月）
粗大ごみ	１４９	１，４９０	６９２	１，０５３

粗大ごみ発生量：１，７８５ｔ（平成２８年度実績）

※1出典:県会議資料
※2平成28年度の不燃ごみ、粗大ごみ、その他ごみの発生量

3　ごみ収集車の想定必要台数の算出方法※1

ごみ収集車の想定必要台数＝ごみの発生量（ｔ）÷平均積載量（ｔ／台）÷トリップ数

〔生活ごみ・避難所ごみ〕

発　生　量	「発災１週間後」及び「発災１ヶ月後」の発生量を対象
平均積載量	東海市清掃センターへの平成２８年度の可燃ごみの平均積載量 １７，５４８ｔ÷６，７３０台＝２．６１ｔ／台
トリップ数	１日あたり３～５回、週６日稼働すると設定

〔粗大ごみ〕

発　生　量	「発災直後～3ヶ月後」及び「3ヶ月後～半年」、「半年～1年後」の発生量を対象
平均積載量	東海市清掃センターへの平成28年度の不燃ごみ、粗大ごみの平均積載量 １，４３２ｔ÷１，７９０台＝０．８０ｔ／台（市及び委託業者の）
トリップ数	1日あたり3～5回、週6日稼働すると設定

4　想定必要台数

＜表20:各ごみに係る想定必要台数＞

生活ごみ・避難所ごみ		粗大ごみ	合　計	
発災～1週間後	発災～1ヶ月後	発災～3ヶ月後	1週間後	1ヶ月後
６～１０台	６～１０台	４～８台	１０～１８台	１０～１８台

※1県会議資料を基に東海市作成

第２　生活ごみ・避難所ごみの収集

１　収集車両の状況

＜表21:ごみ収集車両等の通常時稼働台数＞

（平成２９年４月１日現在）

車　　種	最大積載量	清掃センター所有台数	委託業者所有台数		
			㈱上野清掃社	㈲東新清掃	㈲横須賀衛生
厨芥収集車（パッカー車）	2t 未満	－	1台	－	－
	2t 超～3t 未満	1台	7台	4台	5台
	3t 超～4t 未満	－	1台	2台	－
	4t 超	－	2台	1台	－
	計	1台 (2.60t)	11台 (31.55t)	7台 (20.45t)	5台 (10.60t)
トラック（平ボディ）	0.35t(軽)	2台	1台	－	1台
	2t	4台	－	－	1台
	計	6台 (8.70t)	1 台 (0.35t)	－	2台 (2.35t)
ダンプ	2t 未満	－	1台	－	－
	2t 超～4t 未満	1台	－	1台	－
	4t 超	－	－	－	－
	計	1台 (3.55t)	1台 (2.0t)	1台 (2.95t)	－
脱着装置付コンテナ専用車	3t 超～10t 未満	－	5台	－	－
	10t 超	－	2台	－	－
	計	－	7台 (50.13t)	－	－
合　　計		8台 (14.85t)	20台 (84.03t)	8台 (23.4t)	7台 (12.95t)

２　生活ごみ・避難所ごみの収集・運搬体制

⑴　発災時は速やかに市及び収集委託業者の車両、従業員等の被災状況を確認することで発災後の収集運搬能力を把握し、早期に収集体制を確立する。

⑵　発災時に避難所から排出される避難所ごみは、平常時のごみ収集ルートに避難所を組み込んで収集するものとする。

なお、集積場所以外に排出される粗大ごみについては、家屋の片づけに伴い仮置きされたものであるか判別が困難であるため、原則として収集しないこととする。

⑶　収集にあたっては、道路の不通や渋滞等により収集効率が大幅に低下することを考慮して、収集時間の延長や収集委託業者への委託区域の見直し等の対応

策について検討するものとする。

⑷　腐敗等により衛生環境を悪化させる恐れのある可燃ごみ、一時的に大量に排出され復旧復興の妨げとなる恐れのある粗大ごみを確実に収集運搬する必要があるため、必要に応じて期限を設定したうえでプラスチック製容器包装の収集日に可燃ごみの排出を可能とするなどの対応策を検討することとする。

⑸　収集体制の見直し等を実施しても十分な収集が困難な場合は、他の市町村や民間業者へ応援を要請することとする。

⑹　収集方法等を変更する場合は、各情報媒体を活用し十分な広報に努めることとする。

第３　生活ごみ・避難所ごみの処理

１　清掃センターの処理能力

⑴ 名称、所在地

名　　称	東海市清掃センター
所　在　地	東海市荒尾町奥山10－48

⑵　ごみ焼却施設

施設規模	160t＝80t／日×2炉
形　　式	全連続燃焼式焼却炉
備　　考	西知多医療厚生組合(平成36年度共用開始、 新焼却施設　200t＝100t／日×2炉)

⑶ 粗大ごみ処理施設

施設規模	5t／日　畳、たんす等の大型家具のせん断
形式（型式）	せん断式

⑷　不燃ごみ処理施設

施設規模	33t／日　不燃ごみの処理
形式（型式）	回転式破砕機

⑸　灰溶融処理施設

施設規模	30t＝15t/日×2炉　焼却灰･破砕不燃ごみの処理
形式（型式）	コークスベット式灰溶融炉

⑹　リサイクルセンター

施設規模	ペットボトルの減容化　1t／日	ビン選別　2t／日
形式（型式）	手作業による分別後機械プレス	手作業分別

⑺　東海市東犬久利一般廃棄物最終処分場最終処分場

所　在　地	東海市荒尾町東犬久利	
埋立地面積	7,860㎡	
全体容量	35,730㎥	残余容量　11,088㎥※

⑻　保有車両（表２１掲載分を除く）

車　種	最大積載量	所有台数	備　考
ライトバン	0．40t	3台	
フォークリフト	1．00t	1台	※清掃センター敷地内の使用に限る。
	1．50t	1台	
ショベルローダ	1．30t	1台	
合　計	ー	14台	

２　生活ごみ・避難所ごみの処理

⑴　収集した生活ごみ・避難所ごみの処理は、清掃センターで破砕、選別した後に焼却し、焼却灰及び飛灰は衣浦港３号地最終処分場での埋立て、セメント原料等として資源化する平常時の処理の維持を原則とする。

⑵　清掃センターが損傷し生活ごみ・避難所ごみの処理が困難な場合は、他の市町村や民間業者へ処理を委託する。

⑶　衣浦港３号地最終処分場やアクセス道路が損傷した場合、セメント工場が操業を停止した場合など、焼却灰及び飛灰の最終処分、資源化が困難な場合は、東犬久利最終処分場への埋立て又は民間業者への最終処分委託を行う。

⑷　粗大ごみが大量に集まり適正な処理が困難となった場合は、排出者による仮置場への直接搬入を検討する。

第４　再利用・資源化対策

発災後の緊急かつやむを得ない場合を除き、原則として避難所から排出されるごみも含めてプラスチック製容器包装、缶類、ペットボトルを資源として収集し、ごみの減量に努めることとする。

また、資源回収の体制が整い次第、資源集団回収や拠点場・常設場での分別収集を行うこととする。

第３節　適正処理が困難な廃棄物処理の基本方針

１　地震・津波等廃棄物に含まれる適正処理が困難な廃棄物（処理困難物という。）は一次仮置場にて受入れ、資源化や指定業者への引き渡し等を行うこととする。

２　石綿含有廃棄物等については、十分な飛散防止対策を講じたものに限り受け入れることとする。

３　ＰＣＢ、有害物質を含む廃棄物等については、原則として受入れを行わないこととする。

４　感染性廃棄物は、平常時同様医療機関を通した回収を原則とするが、医療機関を通した回収ができず市内の衛生環境の悪化が懸念される場合は、一般家庭、避難所から排出されるものに限り受け入れ、隔離保管することを検討する。

５　生活系廃棄物に含まれる処理困難物は、平常時には集積場所に出せないものであるが、市内の衛生環境を守るために必要な場合は、緊急対応として終了期間を予め設定したうえで、被災地域からの直接持込みに限り受け入れることを検討する。

６　家電リサイクル法対象品目のうち、リサイクル可能なものは、地震・津波等廃棄物、生活系廃棄物ともに可能な限りリサイクルルートによる資源化を図ることとする。

７　被災した自動車、廃船等は必要に応じ一時的に受入れを行うが、所有者が分かる物については所有者に返却し、所有者が不明なものはリサイクル、処分を行うこととする。

８　発災時には一般家庭から排出される処理困難物の増加が予想されるため、初期段階から適切な排出方法、処理方法等を広報するものとする。

９　産業廃棄物は、平常時と同様に事業者の責任において処理するものとする。

第１　処理困難物への対応

１　有害廃棄物

⑴　有害廃棄物受入れに関する共通事項

発災時はＰＣＢ､石綿含有廃棄物以外にも農薬やベンゼン等の有害な化学物質を含有する廃棄物が排出される可能性がある。

このような状況に対応するため､相談窓口において適正な廃棄･処理を促すこととする。

また、受け入れる際は、雨水等による流出、他の廃棄物との混合を防ぐため、一次仮置場内に他の地震･津波等廃棄物と隔離した仮置場を設け､受け入れた後は速やかに別の場所へ移動し保管する等の措置を講じることとする。

⑵　石綿含有廃棄物の受入れ

石綿含有廃棄物については､家屋等の解体時から適正な作業を行うよう努めるとともに､十分な飛散防止対策を講じたもののみ受入れ､順次石綿含有廃棄物処理業者へ処理を委託することとする。

⑶　ＰＣＢ含有廃棄物、有害物質含有廃棄物への対応

ＰＣＢ含有廃棄物､有害物質含有廃棄物については､発災後も原則として所有者が保管することとするが､市が受入れを行わなければ生活環境の保全が困難であると認められる場合は､生活環境の保全上の支障が無くなった場合に発災前の所有者へ返還することを前提に、一時的に受け入れることを検討する。

２　家電リサイクル法対象品の資源化

地震・津波等廃棄物に含まれる家電リサイクル法対象品（テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機）については、環境省の「被災した家電リサイクル法対象品目の処理について(平成２３年３月)」に基づき可能な範囲で分別し、リサイクル可能なものは家電リサイクル法ルートでリサイクルを行う。

また、対象品のうち冷蔵庫・冷凍庫及びエアコンについては、廃棄物処理法によりメーカーでの冷媒フロンの回収・処理が義務付けられおり、専門業者（認定冷媒回収事業所）に依頼することとする。

なお、破損、腐食の程度によりリサイクル可能か否かを判断して、リサイクルが見込めない場合については、災害廃棄物として他の廃棄物とあわせて処理するものとする。

３　パソコンの資源化

地震・津波等廃棄物に含まれるパソコンについては、可能な限り一般社団法人パソコン３Ｒ推進協会によるリサイクルルートにより資源化し、リサイクルが見込めない場合については、災害廃棄物として他の廃棄物とあわせて処理するものとする。

４　被災した自動車、船舶への対応

被災した自動車、船舶は原則として所有者が処分するが、次の場合は一時的に受入れたうえで適宜対応を行うこととする。

⑴　道路啓開、復旧、復興作業の妨げとなっているもののうち、迅速な撤去が必要であるが所有者の処分が間に合わず、また、発生場所周辺で保管することができない場合

一時的な受入れの後は、速やかに所有者へ返還する。

⑵　復旧、復興作業の妨げとなっているもののうち、所有者が不明な場合

自動車は、放置自動車廃物判定委員会において評価し、価値がある物は放置自動車の保管所において保管､価値が無いと判断されたものはリサイクルルートにより市が処理する。

船舶は、船舶の価値の有無を判断し、自動車同様の対応を行うこととする。

第２　処理困難物の処理先等

災害時に排出される可能性のある処理困難物の主な処理先等については、下記のとおり県において例示されているため、発災時にはこれを参考に状況に応じて処理先を選定することとする。

＜表22:主な処理困難物の処理方法（例）※1＞

項　目	主な処理先等	留意点
スプレー缶、カセットボンベ	市町村又は処理業者の破砕施設	通常の排出方法を徹底し、火災に注意
蛍光灯・体温計、電池等	蛍光灯・体温計:水銀のリサイクル施設、リチウム電池・ニッカド電池・水銀電池、バッテリー:販売店	通常の排出方法を徹底し、環境汚染・火災に注意
廃畳	処理業者のRPF化施設、破砕後に焼却施設	保管高さ等に留意し火災に注意
廃家電	家電リサイクルルート:指定引取場、リサイクル不適物は粗大ごみ処理施設等	リサイクル不適物でも、フロン類※2が残っているものは要回収、冷蔵庫の食品は事前廃棄が必要
廃タイヤ	販売店、処理業者の破砕施設	タイヤ中の水溜まりでの蚊の発生や火災に注意
消火器	広域処理認定ルート:(一社)消火器工業会の特定窓口、指定引取場所	海中・泥中にあったものは、使用時に破裂の危険性あり
ガスボンベ	販売業者に回収依頼、LPガス協会等に連絡相談	爆発、ガス漏洩の危険性があるため、取扱に専門性が必要
燃料	処理業者の焼却施設	廃自動車、廃二輪車、ストーブ等に入っているものに注意が必要
薬品・廃農薬、殺虫剤	販売店・メーカーに回収依頼、処理業者の焼却施設・中和施設	事業所から流出・漏洩等がある場合は、事業者に回収措置等を指導
注射器、注射針等※3	処理業者の溶融施設	手などを傷つけないよう、堅牢な容器に保管
石膏ボード	有害物質を含むものは、市町村又は処理業者の管理型処分場、製造工場に回収依頼 有害物質を含まないものは資源化	ヒ素、カドミウム、石綿を含むものあり、石綿含有廃棄物は埋立のみ
石綿含有廃棄物※4	市町村又は処理業者の最終処分場、溶融施設	成形板等は出来るだけ破砕しないように保管・運搬して埋立
廃石綿等	市町村又は処理業者の管理型処分場、溶融施設	原則仮置場に持ち込まない 耐水性の二重梱包、固型化・薬剤処理後、埋立等
水産廃棄物	海洋投入、埋設保管、市町村又は処理業者の焼却施設	消石灰等による悪臭対策が必要 海洋投入は、国へ要請
肥料	津波堆積物の改質助剤 市町村又処理業者の管理型処分場	消石灰等による悪臭対策が必要 埋立に当たっては、フレコンバックに梱包
飼料、食品廃棄物	市町村又は処理業者の焼却施設	腐敗による悪臭対策が必要
PCB廃棄物※5	高濃度PCB廃棄物は中間貯蔵・環境安全事業㈱、低濃度PCB廃棄物は無害化処理認定事業者又は都道府県知事等許可業者	高濃度PCB廃棄物は、各銘板で判別 届出等で所有者が判明するものは、所有者で処理
漁網	市町村又は処理業者の最終処分場、選別後は再資源化及び焼却施設	焼却等では漁網に取り付けられた錘や編み込まれた鉛を選別
廃自動車	自動車リサイクルルート:引取業者	所有者の特定、意思確認に努める。 電気自動車等は漏電に注意する
廃船舶	広域処理認定ルート:(一社)日本マリン事業協会FRP船リサイクルセンター、仮置場で破砕して焼却施設	所有者の特定に努める。 燃料、蓄電池、消火器等を除去 古い船舶は石綿使用可能性あり

※1出典:県計画

※2 フロン類

冷蔵庫・冷凍庫・エアコンの冷媒や断熱材等として使用されている。冷蔵庫・冷凍庫・エアコンに含まれるフロン類は、愛知県フロン回収・処理推進協議会と連携を図り、適正に回収・処理を行うこととする。

※3 注射器、注射針等（感染性廃棄物等）

医療機関での医療行為のほか､慢性病患者が自宅で自ら行う注射等によって発生する、人が感染し又は感染する恐れのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらの恐れのある廃棄物をいう。

平常時同様に､排出者である医療機関等の責任において処理をするものとし､災害時に設置される救護所等で発生するものは、救護所に従事する医師と市が協議し、適切な処理方法を確保する。

※4 石綿含有廃棄物

昭和３０年～４０年代に建てられた鉄骨造建築物の耐火被覆材などとして使用された。石綿含有廃棄物を使用した建築廃材の収集運搬の際は、災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（平成１９年８月、環境省水・大気環境局大気環境課)、石綿含有廃棄物等処理マニュアル（平成２３年３月、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）等に準じて、石綿の飛散防止措置を講じることとする。

※5 ＰＣＢ

コンデンサ等の電気機器や熱媒体等に使用されており､強い毒性があり､昭和４７年頃まで生産されており、昭和４８年に法律により製造・輸入が禁止された ものである。

また、ＰＣＢ廃棄物の運搬については、ＰＣＢ廃棄物収集・運搬ガイドライン（平成２３ 年８月改訂、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）等に準じて行うものとする。

第４節　損壊家屋等の解体・撤去の基本方針

損壊家屋等の解体・撤去は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第２２条の規定に基づき実施するものであり、原則として発災後に環境省が策定する災害廃棄物処理事業費補助金の交付方針等により補助対象となる家屋等を対象とするもの。

１　市が行う損壊家屋等の解体・撤去（以下「公費解体」という。）は速やかな復旧・復興を目的とするものであり、応急危険度判定、住宅の被害認定調査の結果を踏まえて道路管理者をはじめとする復旧・復興作業を実施する関係課等と協議し、優先順位を決定したうえで計画的な撤去を行うこととする。

２　公費解体は、建物所有者からの申請を原則とするが、解体・撤去に関する所有者の意思が確認できない建物のうち速やかな復旧・復興のために解体・撤去を要するものについては、土地家屋調査士等により建物の価値がないという判定が示されることを条件に、関係課と解体に向けた協議を行うものとする。

３　家屋所有者が損壊家屋の自主撤去を行う際も国の補助対象となる場合があるため、所定の手続を行ったうえで公費解体に準じた解体作業を行うよう広報に努めることとする。

４　解体にあたっては、建設リサイクル法及び市の一次仮置場の分別区分に従った分別を徹底するとともに、思い出の品等について丁寧に扱うよう指導することとする。

第１　解体・撤去の手続

１　所有者の意思確認ができない建物の解体・撤去

所有者の意思が確認できない場合の公費解体については、国の「家屋等撤去指針」で「倒壊してがれき状態になっているものについては所有者等に連絡し、又はその承諾を得ることなく撤去して差し支えない」と定められているものの、法的根拠の弱さを指摘する意見もあり※1、慎重に行う必要がある。

２　手続の簡素化

罹災証明申請の際に解体の意思確認を併せて実施する、建物への意思確認サインの掲示を依頼するなど、所有者の解体手続の負担軽減と意思確認の効率化を図ることとする。

また、地区ごと、区画ごとの解体撤去の実施など解体作業の効率化を図ることとする。

３　解体・撤去の手順例

＜図19:解体・撤去の手順（例）※2＞

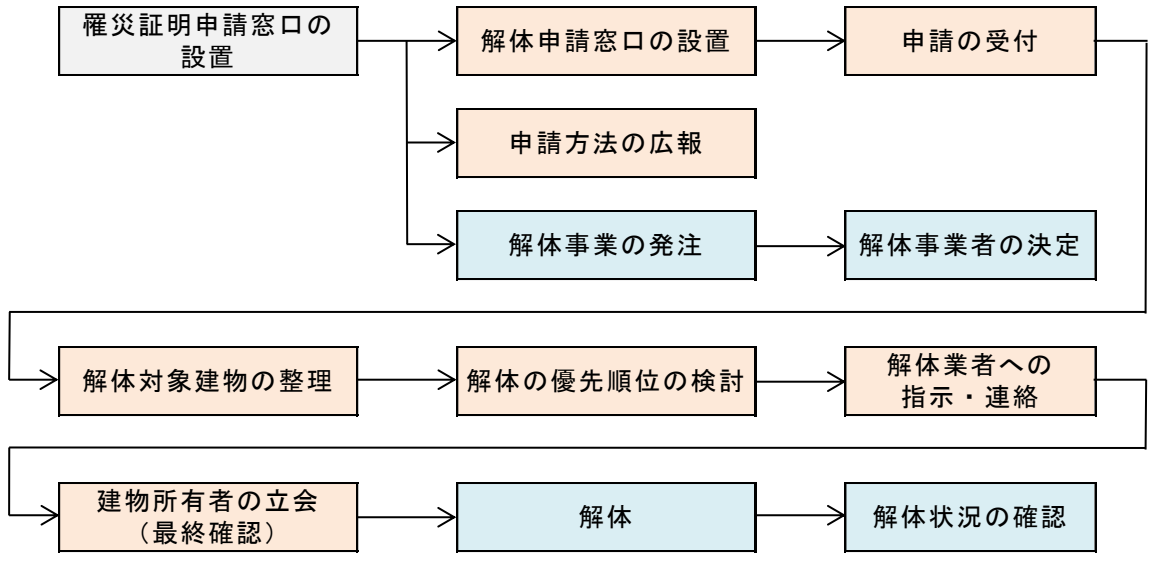

※1出典:巨大災害により発生する災害廃棄物の処理に自治体はどう備えるか(環境省東北地方環境事務所)
※2出典:県計画

第２　解体・撤去における注意点

１　解体・撤去前に建物の構造、建築年代等を既存資料から確認することで石綿使用の可能性を判断する。石綿使用の可能性がある建物については実際の建物を見て判断し、石綿や石綿含有建材を使用している場合や使用の可能性を否定できない場合は、石綿の隔離養生や石綿含有建材の手ばらし除去などを徹底して飛散防止に努めるものとする。

２　解体・撤去時の分別については、「大規模災害等により被害の生じた建築物等の建設リサイクル法上の取扱について（平成２８年４月２２日環境省・国土交通省）」が適用される状況を除き、建設リサイクル法及び一次仮置場での分別状況に従うこととする。

３　所有者と連絡が取れる場合は、解体・撤去時に必ず所有者又は代理人の立ち会いを求めることとし、所有者又は代理人の立ち会いが困難な場合は損壊家屋に関する一切の権利の放棄を誓約させることとする。

４　所有者と連絡が取れない場合は、所有権等について法的な整理を行ったうえで解体・撤去することとする。

また、解体に伴い生じる思い出の品について、ボランティアセンターとの連携により管理体制を確保し、所有者へ帰すよう努めるとともに、貴重品については警察へ届けることとする。

５　労災防止のため、労働基準監督署と連携して、定期パトロールを実施して指導を行うものとする。

６　解体業者の選定に関しては、解体業員名簿を確認することや再委託の制限を行うとともに警察等と連携することで、反社会的勢力の排除に努めるものとする。

第５節　し尿処理の基本方針

1　避難所の衛生環境を保持するため、発災後速やかにバキューム車で避難所を巡回しつつ状況を確認するなど、避難所から排出される大量のし尿の収集体制の構築を最重要課題とする。

2　避難所への避難人数に応じてし尿の発生量を推計し、道路の開通や渋滞に関する情報とあわせて効率的な収集体制の確立を目指すとともに、避難所以外の断水世帯等への収集も早期に開始できるよう努めることとする。

3　平常時の委託による収集の継続を基本とするが、収集効率の低下等により市内の衛生状態の維持に支障が生じる恐れがある場合は、他の市町村や民間業者に応援を要請することとする。

4　収集したし尿は、平常時同様西知多医療厚生組合で処理することを原則とするが、施設の損壊や停電、断水等により平常時の処理が困難な場合は、他の市町村や民間業者への処理要請、下水道担当部署との協議のうえで下水道マンホールへの投入を検討することとする。

第１　し尿の発生量

１　し尿発生量の推計方法

避難者数がピークとなる発災１週間後と、避難者数が減少し通常時のし尿処理体制に戻りつつある発災１ヶ月後を対象に、し尿の発生量を推計する。

し尿発生量＝汲み取り対象世帯での発生量＋避難所での発生量＋断水世帯での発生量

＜図20:し尿発生量の推計※1＞

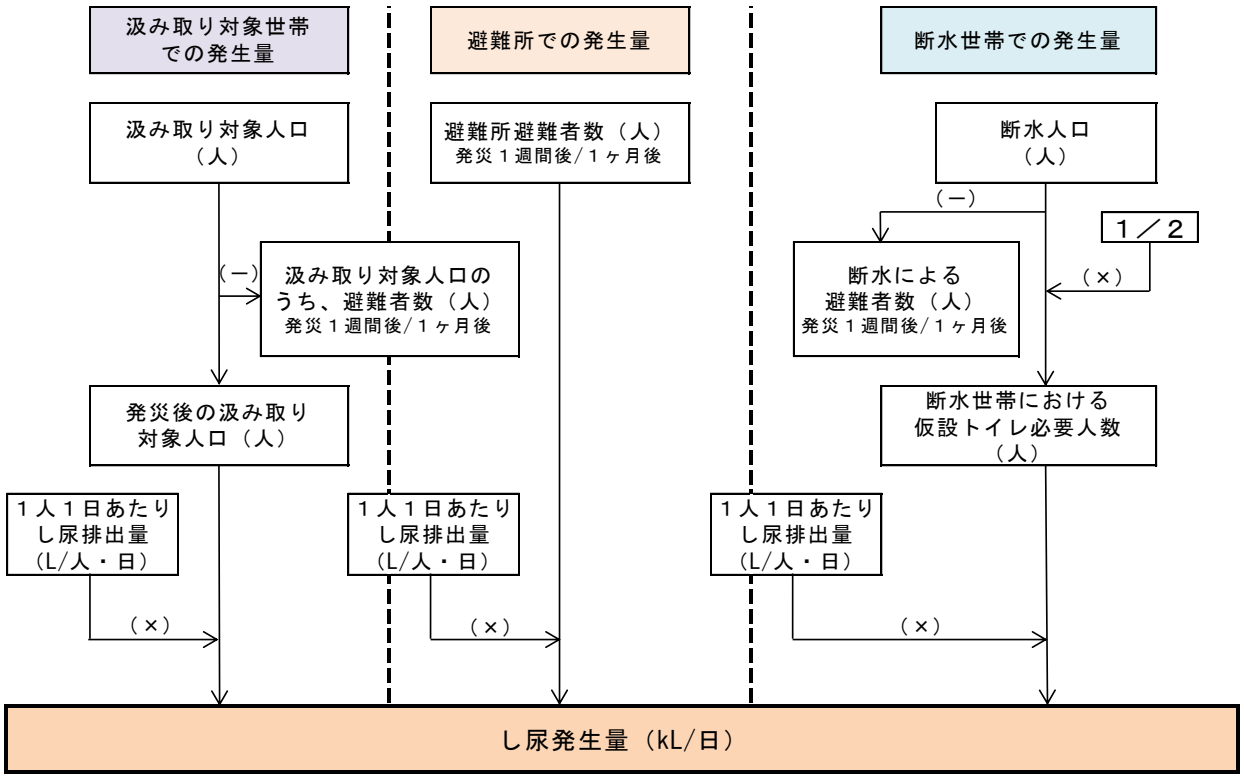

※１人１日あたりし尿排出量：２．１７L／人・日
〔凡例〕（×）：乗じる、（－）：減ずる

※1出典:県会議資料

２　し尿収集車（バキューム車）の想定必要台数の算出方法

想定必要台数 ＝ し尿発生量(kL) ÷ 平均積載量(kL／台) ÷ トリップ数

発　生　量	県会議資料による「発災1週間後」及び「発災1ヶ月後」の発生推計量
平均積載量	西知多医療厚生組合への平成28年12月搬入実績の平均積載量 201．3kL÷50台＝4．03kL／台
トリップ数	1日あたり3～5回、週5日稼働すると設定

３　し尿発生量と想定必要台数等

＜表23:し尿発生量※1と想定必要台数＞

時　期	発生量	想定必要台数
発災1週間後	84.8kL/日	6～10台
発災1ヶ月後	15kL/日	1～2台

第２　し尿の収集

１　収集車両の状況

＜表24:し尿収集車両の通常時稼動台数＞

（平成２９年４月１日現在）

車　種	委託業者	㈱上野清掃社	㈲横須賀衛生	合　計
し尿収集車 （バキューム車）	収集車台数	7台	2台	9台
	最大積載量合計	34.65kL	3.6kL	38.25kL

※1出典:県会議資料、被災世帯からの排出量を含む

２　想定必要台数不足への対応

全てをくみ取ると仮定し、１日あたりトリップ数を３回で設定した場合は通常時稼働台数が想定必要台数に満たないため、状況に応じ次の方策を組み合わせ対応する。

⑴　大型車両での効率的な収集体制の確立による収集量の増
⑵　下水道マンホールへの投入によるトリップ数の向上
⑶　避難者数が多い期間の稼働日数の増
⑷　収集委託業者が保有する浄化槽汚泥収集車両のし尿収集への流用
⑸　他市町村、民間業者への収集委託

３　し尿の収集・運搬体制

⑴　発災時は速やかに収集委託業者の車両、従業員等の被災状況を確認することで発災後の収集運搬能力を把握し、早期に収集体制を確立する。
⑵　発災時に避難所から排出されるし尿の収集は、平常時のし尿収集ルートとは別のルートとし、日々変化する避難者数に応じて適宜収集頻度を調整し、効率的な収集に努める。
⑶　収集にあたっては、道路の不通や渋滞等により収集効率が大幅に低下することを考慮して、収集時間の延長や収集委託業者への委託区域の見直し等の対応策について検討するものとする。
⑷　避難所の簡易トイレや携帯トイレ等のポリ袋等を使用したし尿については、衛生的に収集運搬が行える車両（ごみ収集車等）での収集を検討する。

また、収集されたし尿は、焼却施設でごみに併せて処理する等の対策を講じることを検討することとする。

⑸　収集体制の見直し等を実施しても十分な収集が困難な場合は、他の市町村や民間業者へ応援を要請することとする。

第３　し尿の処理

１　西知多医療厚生組合衛生センターの処理能力

(1) 名称、所在地

名　　称	西知多医療厚生組合衛生センター
所　在　地	知多市三反田三丁目 1-2

(2)　し尿処理施設

施設規模	100kL/日 (し尿25kL、浄化槽汚泥75kL)
形　　式	高負荷脱窒素処理方式＋高度処理
備　　考	東海市と知多市で構成

２　西知多医療厚生組合衛生センター以外での処理

被災による施設損壊等により西知多医療厚生組合衛生センターで処理が行えない場合や処理能力が不足する場合は、下水道管路にあるマンホールへの投入、他市町村や民間業者への委託を検討するものとする。

【参考】　　＜表25:簡易トイレ等の備蓄状況＞

（平成２９年４月１日現在）

項　目		数　量	保管場所
簡易トイレ		559個※	小学校(全12校)、中学校(全6校)、高等学校(全3校) 富木島公民館、東海公園、横須賀 No.2ちびっこ広場、 元浜 No.3ちびっこ広場、
簡易トイレ用 テント		99個	小学校(全12校)、中学校(全6校)、高等学校(全3校) 富木島公民館、東海公園、横須賀 No.2ちびっこ広場、 元浜 No.3ちびっこ広場、
マンホール 直結型トイレ	一般者用	24個	小学校(全12校)、中学校(全6校)、千鳥津波避難所 上野公民館、加家公民館、市役所、勤労センター 養父町公民館、
	車椅子 対応用	24個	小学校(全12校)、中学校(全6校)、千鳥津波避難所 上野公民館、加家公民館、市役所、勤労センター 養父町公民館、
仮設トイレ		10個	元浜倉庫

※消防簡易トイレの１２０個を含む。

第４章　災害廃棄物処理実行計画

発災後、本計画を基に、実際の被災状況に応じて、災害廃棄物の発生量の推計を行い、「災害廃棄物処理実行計画（以下「実行計画」という。）を策定する必要があるため、実行計画の項目、地震・津波等廃棄物の発生量の推計方法などを事前に定めることとする。

１　実行計画の項目

【本市の概要】

第１章　災害廃棄物処理実行計策定の趣旨
- １　計画の目的
- ２　計画の位置づけと内容
- ３　計画の期間
- ４　計画の見直し
- ５　災害廃棄物対策組織の設置

第２章　被害等の状況と廃棄物の発生量推計
- １　建物被害の状況
- ２　避難所と避難者数の状況
- ３　収集車両等の状況
- ４　中間処理施設の状況
- ５　地震・津波等廃棄物の発生量推計
- ６　仮置場の必要面積の推計

第３章　地震・津波等廃棄物の処理
- １　地震・津波等廃棄物の処理の基本方針
- ２　地震・津波等廃棄物の発生量推計
- ３　地震・津波等廃棄物の処理フロー
- ４　仮置場の候補地の選定
- ５　搬出先リスト

第４章　生活系廃棄物の処理
- １　生活ごみ・避難所ごみ及び粗大ごみの処理の基本方針
- ２　生活ごみ・避難所ごみの発生量推計
- ３　粗大ごみの発生量推計
- ４　ごみ収集車の想定必要台数の算出
- ５　ごみ収集車両等の状況
- ６　収集運搬体制確保に向けたフロー
- ７　清掃工場の処理能力
- ８　中間処理・最終処分に向けたフロー
- ９　し尿収集運搬及び処理の基本方針
- １０　し尿発生量推計と想定必要台数
- １１　し尿収集車両等の状況
- １２　し尿収集運搬体制確保に向けたフロー
- １３　西知多医療厚生組合衛生センターの処理能力
- １４　中間処理に向けたフロー

第５章　処理困難物の処理の基本方針

第６章　損壊家屋等の解体・撤去の基本方針

第７章　災害廃棄物処理スケジュール

2　実行計画に基づく進捗管理

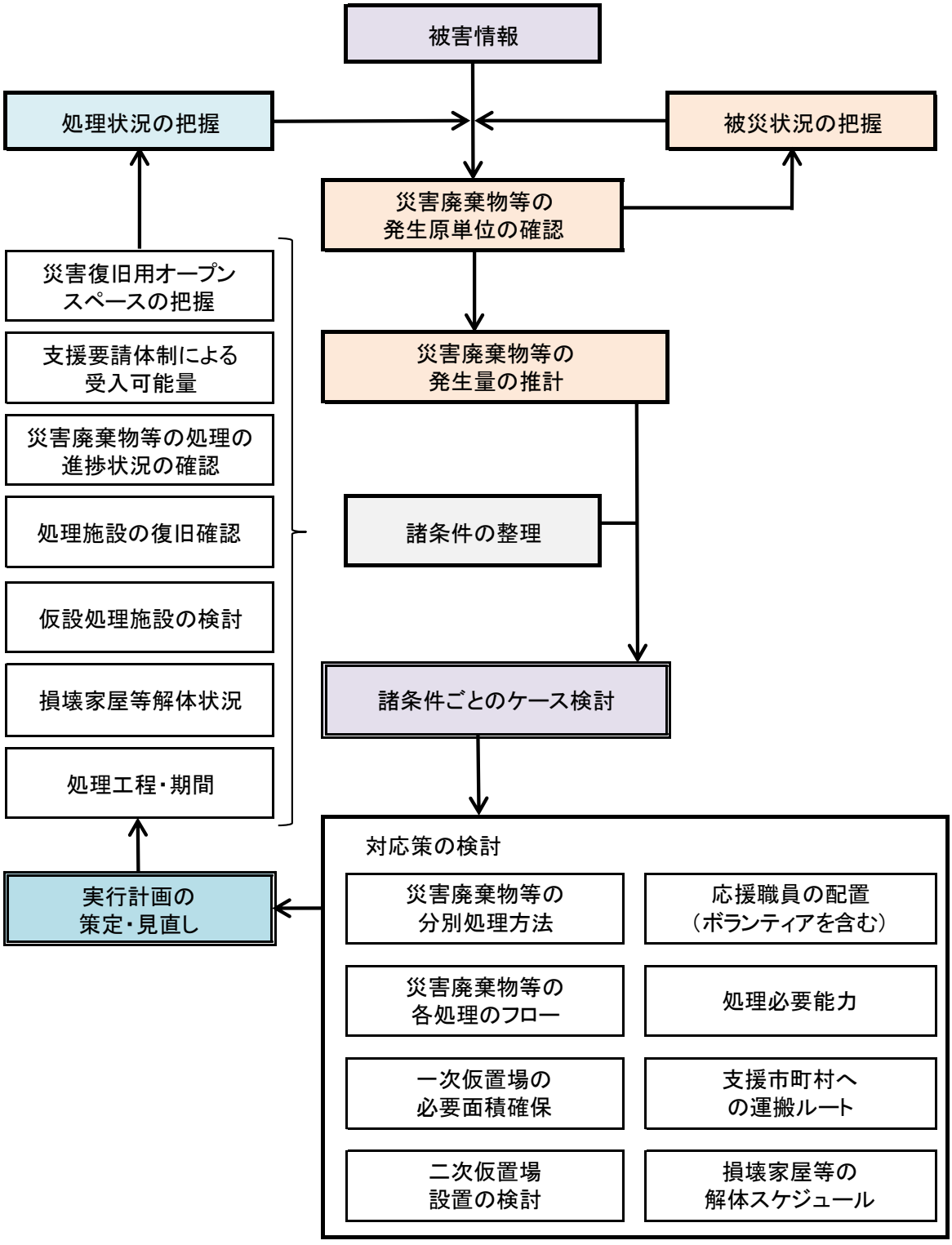

3　地震・津波等廃棄物の発生量及び仮置場必要面積の推計

本市の建物被害の状況等を下記の表に入力し、地震・津波等廃棄物の発生量及び仮置場必要面積を推計し、実行計画の策定を行うものとする。

(1)　本市の建物被害等

構造別被害等		被害棟数
全　壊	木　造	棟　（　　％　）
	非木造	棟　（　　％　）
半　壊	木　造	棟　（　　％　）
	非木造	棟　（　　％　）
焼　失	木　造	棟　（　　％　）
	非木造	棟　（　　％　）
小　計		棟　（　　％　）
無被害棟		棟　（　　％　）
合計(全建物棟数)		棟　（　100.00%　）
床上浸水棟数		棟
床下浸水棟数		棟
津波浸水面積		㎡

(2)　避難所と避難者数の状況

施設名	住　所	電　話	避難人数	特記事項	トイレの状況				
					くみ取り不要	仮設基数	マンホールトイレ基数	簡易トイレ基数	その他
計									

(3) 収集車両等の状況

ア 家庭系一般廃棄物

	稼働可能台数	従事可能人数	備 考
清掃センター			
㈱上野清掃社			
㈲東新清掃			
㈲横須賀衛生			

イ し尿

	稼働可能台数	従事可能人数	備 考
㈱上野清掃社			
㈲横須賀衛生			

ウ 浄化槽汚泥（参考）

	稼働可能台数	従事可能人数	備 考
㈱上野清掃社			
㈲横須賀衛生			

4 中間処理施設の状況

	アクセス道路状況	受入れ状況	備 考 （稼働状況）
清掃センター （清掃工場）			
清掃センター （東犬久利最終処分場）			
西知多厚生医療厚生組合 衛生センター			
(公財)愛知臨海環境整備 センター(ASEC)			
○○○○○			
○○○○○			
○○○○○			

5　地震・津波等廃棄物の発生量の推計

《災害廃棄物選別前の種類別発生量算定式》…可燃混合物、コンクリートがら、金属くず、不燃混合物、津波堆積物

【全　壊】構造別被害棟数（棟）×構造別平均延床面積（㎡/棟）×廃棄物重量〔原単位〕(t/㎡）× 選別前の種類別割合
【半　壊】構造別被害棟数（棟）×構造別平均延床面積（㎡/棟）×廃棄物重量〔原単位〕(t/㎡）×0.2×選別前の種類別割合
【焼　失】構造別被害棟数（棟）×構造別平均延床面積（㎡/棟）×廃棄物重量〔原単位〕(t/㎡）×選別前の種類別割合×（1－減量率）
【津波堆積物】津波浸水面積（㎡）×発生原単位(t/㎡）

STEP1：被害建物（延床面積）の把握

	被害棟数（棟）		
	全壊	半壊	焼失
木　造			
非木造			

×

	平均延床面積(㎡/棟)
木　造	108.2
非木造	540.6

＝

被害棟数×延床面積（㎡）			
	全壊	半壊	焼失
木　造			
非木造			

STEP2：被害量（延床面積）×廃棄物重量〔原単位〕

(1) 全　壊

構　造		災害廃棄物発生量 (t)
木　造	可燃物	
	不燃物	
非木造	可燃物	
	不燃物	

◎ 廃棄物重量

構　造		原単位(t/㎡)
木　造	可燃物	0.194
	不燃物	0.502
非木造	可燃物	0.100
	不燃物	0.810

※非木造構造内訳
可燃物 ＝（RC造 0.120 ＋ 鉄骨造 0.082 ）／2 ＝ 0.100
不燃物 ＝（RC造 0.987 ＋ 鉄骨造 0.630 ）／2 ＝ 0.810
【兵庫県生活文化部環境局環境整備課 平成9年3月「阪神・淡路大震災における災害廃棄物処理について」参照】

(2) 半　壊　※原単位は全壊の20%

構　造		災害廃棄物発生量 (t)
木　造	可燃物	
	不燃物	
非木造	可燃物	
	不燃物	

(3) 焼　失（焼失については、減量率をかけていないため選別前の発生量となっていないため参考値）

構　造		災害廃棄物発生量 (t)
木　造	可燃物	
	不燃物	
非木造	可燃物	
	不燃物	

(4) 津波堆積物発生量

津波浸水面積（㎡）		発生原単位（t/㎡）		津波堆積物発生量(t)
	×	0.024	＝	

※津波堆積物の発生量は津波浸水面積及び発生原単位を用いて算定。
（796万t＋145万t）／（327㎢＋59㎢）／100≒0.024t／㎡

STEP3：選別前の種類別発生量の算出

◎ 選別前の種類別割合

構造		選別前の種類別割合			
		可燃混合物	ｺﾝｸﾘｰﾄがら	金属くず	不燃混合物
木 造	可燃物	100%	―	―	―
	不燃物	―	43.9%	3.1%	53.0%
非木造	可燃物	100%	―	―	―
	不燃物	―	94.9%	4.9%	0.2%
減量率		99.61%	4.76%	―	17.36%
1－減量率		0.39%	95.24%	―	82.64%

(1) 全 壊

構造		選別前の種類別発生量(t)			
		可燃混合物	ｺﾝｸﾘｰﾄがら	金属くず	不燃混合物
木 造	可燃物		―	―	―
	不燃物	―			
非木造	可燃物		―	―	―
	不燃物	―			

(2) 半 壊

構造		選別前の種類別発生量(t)			
		可燃混合物	ｺﾝｸﾘｰﾄがら	金属くず	不燃混合物
木 造	可燃物		―	―	―
	不燃物	―			
非木造	可燃物		―	―	―
	不燃物	―			

(3) 焼 失

構造		選別前の種類別発生量(t)			
		可燃混合物	ｺﾝｸﾘｰﾄがら	金属くず	不燃混合物
木 造	可燃物		―	―	―
	不燃物	―			
非木造	可燃物		―	―	―
	不燃物	―			

各種類別合計	可燃混合物	ｺﾝｸﾘｰﾄがら	金属くず	不燃混合物
		―	―	―
	―			

合 計

（災害廃棄物）

可燃物	＋	不燃物	＝	合 計

※可燃物、不燃物の量は仮置場の必要面積の推計に利用。(床上・床下浸水による被害は除く)

STEP4：選別後の種類別発生量の算出

《災害廃棄物選別後の種類別発生量算定式》…可燃物、不燃物、柱角材、金属分別土砂》

可燃混合物の種類別発生量(t)× 選別率

コンクリートがらの種類別発生量(t)× 選別率

金属くずの種類別発生量(t)× 選別率

不燃物の種類別発生量(t)× 選別率

津波堆積物の種類別発生量(t)× 選別率

◎選別前の種類別発生量(t)

種　類	発生量
可燃混合物	
ｺﾝｸﾘｰﾄがら	
金属くず	
不燃混合物	
津波堆積物	

×

◎選別率(%)…津波被害がある場合

種　類	可燃物	不燃物	柱角材	ｺﾝｸﾘｰﾄがら	金属	分別土砂
可燃混合物	69.09%	14.10%	8.45%	4.56%	0.75%	3.05%
ｺﾝｸﾘｰﾄがら	―	4.22%	―	91.66%	0.16%	3.96%
金属くず	―	5.41%	―	―	93.23%	1.36%
不燃混合物	2.09%	64.02%	―	1.06%	8.76%	24.07%
津波堆積物	0.88%	2.44%	0.01%	2.22%	0.34%	94.11%

(1) 可燃混合物を選別後の種類別量

可燃物	不燃物	柱角材	ｺﾝｸﾘｰﾄがら	金属	分別土砂

(2) コンクリートがらを選別後の種類別量

可燃物	不燃物	柱角材	ｺﾝｸﾘｰﾄがら	金属	分別土砂
―		―			

(3) 金属くずを選別後の種類別量

可燃物	不燃物	柱角材	ｺﾝｸﾘｰﾄがら	金属	分別土砂
―		―	―		

(4) 不燃混合物を選別後の種類別量

可燃物	不燃物	柱角材	ｺﾝｸﾘｰﾄがら	金属	分別土砂
		―			

(5) 津波堆積物を選別後の種類別量

可燃物	不燃物	柱角材	ｺﾝｸﾘｰﾄがら	金属	分別土砂

合　計

選別後の種類別量合計

可燃物	不燃物	柱角材	ｺﾝｸﾘｰﾄがら	金属	分別土砂	合計

（床上・床下浸水による被害を除く）

６　仮置場の必要面積の推計

(1) 災害廃棄物発生量（ｔ）

可燃物	不燃物	津波堆積物	合　計

(2)災害廃棄物発生量（㎥）

可燃物 （比重 0.55）	不燃物 （比重 1.48）	津波堆積物 （比重 1.28）	合　計

(3) 災害廃棄物保管面積（㎡）

可燃物	不燃物	津波堆積物

(4) 作業スペース面積（㎡）… 保管面積×２／３

可燃物	不燃物	津波堆積物

(5) 各災害廃棄物別必要面積（㎡） …（保管面積＋作業スペース面積）÷２

可燃物	不燃物	津波堆積物

◎ 仮置場必要面積（㎡）

災害廃棄物＋津波堆積物

※必要面積については、「県計画」における計算式を用いて算定するものとする。

【参考資料】仮置場の設置、運営等において配慮すべき事項について

実行計画において仮置場の設置・運営を決定する際には、本編を基に作成した「仮置場の設置・運営チェックリスト」及び「仮置場の火災防止対策チェックリスト」を参考にすることとする。

1　仮置場の設置・運営チェックリスト

(1)　周辺環境対策

	項　　目	確認
1	周辺環境に十分配慮し、必要に応じて周囲に飛散防止ネット・防音シート等の設置を行うとともに、深夜、早朝の作業は極力控える。	□
2	仮置場の入り口周辺での渋滞を緩和するため、迂回路を設けるなどの対策を行う。	□
3	災害廃棄物の積み上げ・積み降ろしの際に、粉じん等が著しく発生する場合は、飛散を抑制するため散水等を行い、場合によっては臭気対策として消臭剤の散布を行う。	□
4	一定の猶予をもって設置する仮置場は、舗装等により汚濁水の地下浸透の防止を行う。	□
5	仮置場に処理施設を設置する場合は、騒音、振動等による周辺への影響を考慮し設置場所を決定するとともに、必要に応じて防護対策を行う。	□
6	廃タイヤ内の水たまりからの害虫の発生を防止するため、早期処理を図る。	□

(2)　搬入時の分別

	項　　目	確認
1	仮置場内に分別区分ごとの受け入れ区域を設定し、分別の徹底を図る。	□
2	仮置場搬入時において、積載物等の確認を行う。	□
3	分別がされていない、あるいは分別が不十分な場合は搬入を認めない。(分別が不十分な廃棄物は持帰り、再度分別するよう要請する)。	□

(3)解体撤去時の分別（実行計画策定時の分別を下欄に記入）

	項　　目	確認
	災害廃棄物の処理の効率化及びリサイクルを推進するため、出来る限り被災現場での分別を行い、混合廃棄物の発生量を最小限に抑えるとともに、円滑な仮置場での荷卸しのために、次に示す区分に従って搬出車両に積込むこととする。 (記入例)	□
	ア　木くず(木製家具等含む、生木)	□
	イ　家電リサイクル法対象物	□
	ウ　スプリングマットレス、ソファー・布団類	□
	エ　廃畳	□
	オ　コンクリートがら	□

	カ 金属くず	□
	キ 陶器瓦(いぶし瓦含む)	□
	ク ガラス類(陶磁器含む)	□
	ケ 小型家電	□
	コ 可燃物(生ごみを除く)・プラスチック	□
	サ その他(蛍光灯、消火器等)	□

⑷搬入・搬出管理

	:	確認
1	各仮置場では日報の作成を行い、搬入台数、ごみの種類別の搬入量、中間処理量及び搬出量を可能な限り記録する。	□
2	一次仮置場への搬入にあたっては、搬入物が地震・津波等廃棄物であることを確認するため、予め市の搬入許可を受けることとする。	□
3	入り口や場内に、配置マップ等を掲示して搬入車両を円滑に誘導するとともに、場内での事故を防止するため、必要に応じて誘導員を配置して安全対策を図る。	□

2　仮置場の火災防止対策チェックリスト

項　目	内　容	確認
保管高さ等	・木くず、廃タイヤ、廃プラスチック類、粗大ごみ等の可燃物（混合廃棄物含む）は、安全確保及び発火防止の観点から、積み上げ高さを5m以下とし、一山当たりの面積を200㎡以下とする。	□
	・腐敗性廃棄物の剪定枝、落ち葉、稲わら、肥料、畳等は発熱、発火防止の観点から、積み上げ高さを2m以下とし、一山当たりの面積を100㎡以下とし、また、フレコンバックに入れ古いものから搬出するなど長期保管を避ける対策を実施する。	□
	・保管場所と保管場所との離隔距離は、火災発生時の消火活動及び延焼防止のため、2m以上設ける。	□
分別の徹底	・ガスボンベ、油脂類を含む布類、灯油缶（ストーブも含む）、ライター、バイク等の燃料を含む危険物や、電化製品、リチウムイオンをはじめとするバッテリー、電池等の火花を散らす廃棄物について分別の徹底を行う。	□
	・可燃性廃棄物に、食品系廃棄物や畳等の腐敗性廃棄物を混合させないこと。	□
仮置場の配置	・家電・電子機器等の保管場所と可燃性廃棄物・混合廃棄物等の保管場所を近接させない。	□
放熱・ガス抜き	・数週間に一度は、仮置場の堆積物の切り返しを行う。	□
	・ガス抜き管（有孔管）を当初又は切り返し時に設置を行う。 （下部に砕石マウンドを設置している場合は不可）	□
モニタリング	・仮置場の巡回監視を実施する。	□
	・表層から1m程度の深さの温度、一酸化炭素濃度の測定を行う。	□
発火・消火対策	・濡れた畳は特に発火の危険性が高いため、長期保管は避け可能な限り速やかに処理を行う。	□
	・揚水ポンプ、消火栓、防火水槽及び消火器の設置を行う。	□
その他	・散水による火災防止効果を過度に期待せず、保管高さや分別の徹底を遵守する。	□
	・鉛蓄電池（自動車、オートバイなどから発生）は火災発生の原因となるので、山から取り除き、重機で踏みつぶさないように注意する。	□
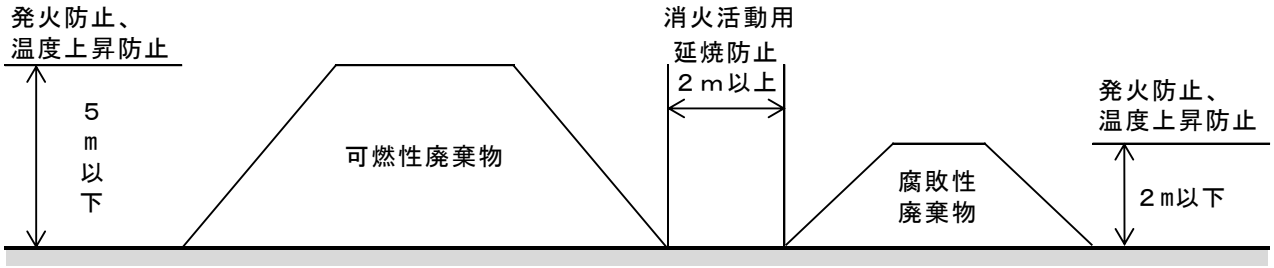
＜仮置場の廃棄物の仮置き形状＞